

Ⅲ 部門別計画

第1章 地域福祉計画

第1節 計画の位置づけ

1 計画の位置づけ

(1) 社会福祉法における位置づけ

「地域福祉計画」とは、社会福祉法第 107 条の規定に基づき、住民に最も身近な市町村が、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得ながら、地域の様々な福祉の課題を明らかにし、その解決に向けた施策や体制等を計画的に整備するための計画です。

福祉に関する計画は、従来「子ども」、「障がい者」、「高齢者」等の対象ごとに策定されてきました。しかし「地域福祉計画」は、「地域」という視点でこれらの対象ごとの福祉に共通する課題を整理し、住民とともに、地域で支援を必要とする様々な方の生活を支えていくことを目指す計画です。

(市町村地域福祉計画)

第 107 条

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5 前条第 1 項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

ア 社会福祉法と「地域福祉」

社会福祉法の目的として、第 1 条に「地域福祉の推進」が明記されており、第 4 条第 1 項では、「地域福祉の推進」の担い手として地域住民や社会福祉関係者（以下「地域住民等」という。）を推進に努める主体として位置づけています。また、第 4 条第 2 項は、地域福祉の推進理念として地域住民等は、「地域福祉の推進」に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関との連携等によりその解決を図るよう特に留意すると定めています。

イ 社会福祉法における市の支援体制

社会福祉法第 106 条の 3 では、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、下記の①から③の地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めることが定められました。

- ① 住民に身近な圏域において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備
- ② 住民に身近な圏域において、地域生活課題に関する相談を包括的に受けとめる体制の整備
- ③ 多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築に関する事項

(2) 関連計画との関係

地域福祉計画は、「萩市基本ビジョン」を上位計画とした「萩市健康福祉計画」の個別計画の 1 つで、地域福祉を推進するための計画です。

福祉の各分野における「子ども・子育て支援事業計画」、「障がい福祉計画」、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」等の分野別計画の上位計画として位置づけられており、これらの分野別計画を策定するうえで、地域福祉の推進の方向性を示すものです。

さらに、地域防災計画等、福祉の分野別計画以外の関連諸計画とも整合・連携し、地域福祉の推進を図ります。

なお、他の計画において、地域福祉計画に盛り込むべき事項が記載されている場合、他の計画の全部又は一部をもって地域福祉計画の一部とみなします。

第2節 現状と課題

1 アンケート調査の実施

(1) アンケート調査の概要

本市では、地域の特性を活かしながら地域住民の新たなニーズを把握し、「すべての人が、住み慣れた地域で、健康で、安心して、生きいきとした生活が送れるまちづくり」の実現を目指すこととしています。

このため、本市における今後の福祉サービスの在り方を検討するための基本的な資料を得ることを目的に、「地域福祉・保健に関するアンケート調査」を実施しました。

実施時期：令和2年6月

調査対象：満18歳以上の萩、川上、田万川、むつみ、須佐、旭、福栄地域
在住者2,000人

抽出方法：住民基本台帳による無作為抽出法

調査方法：郵送法

回収数：1,029票（回収率51.5%）

ア あなた自身のことについて（アンケート回答者の属性）

性別では、10歳代を除くすべての世代階層で女性からの回答が多い結果となり、全体で57.1%の割合となっています。

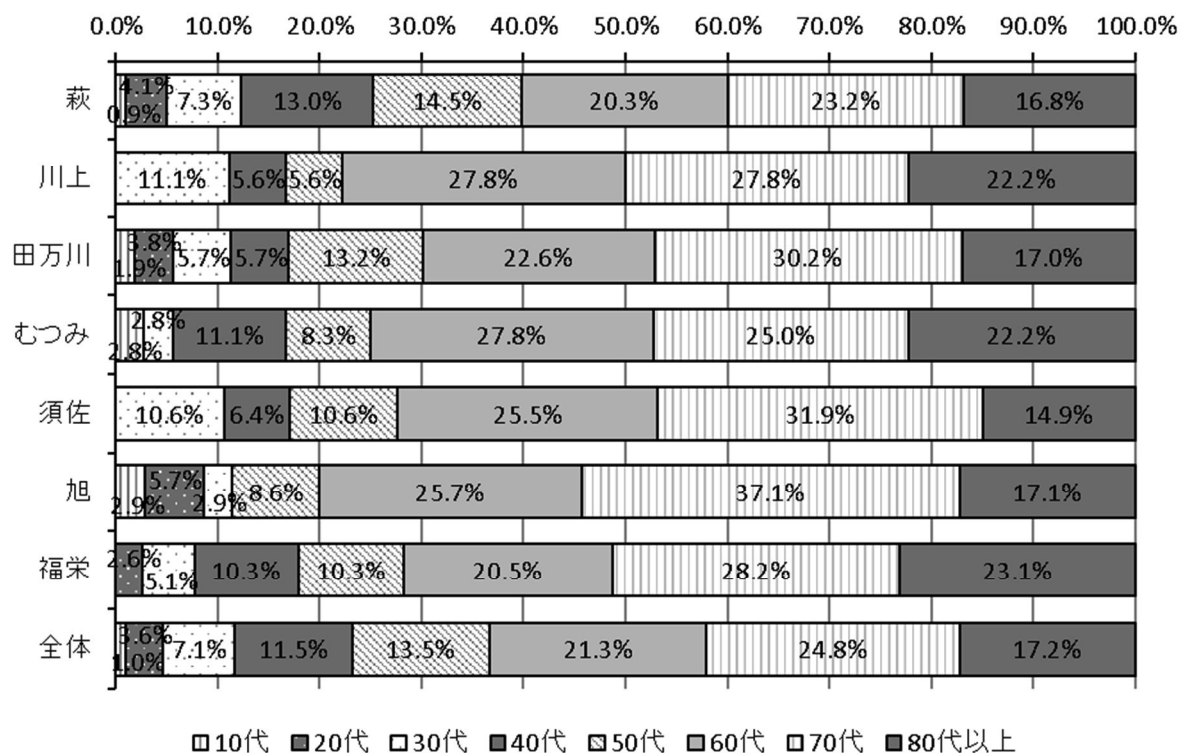
年齢では、70歳代が24.8%で最も多く、次いで60歳代、80歳以上となっています。

また、家族構成では、二世帯、三世帯の同居世帯が44.4%となっています。次いで夫婦のみの世帯が32.8%、ひとり暮らしの世帯が16.5%となっています。

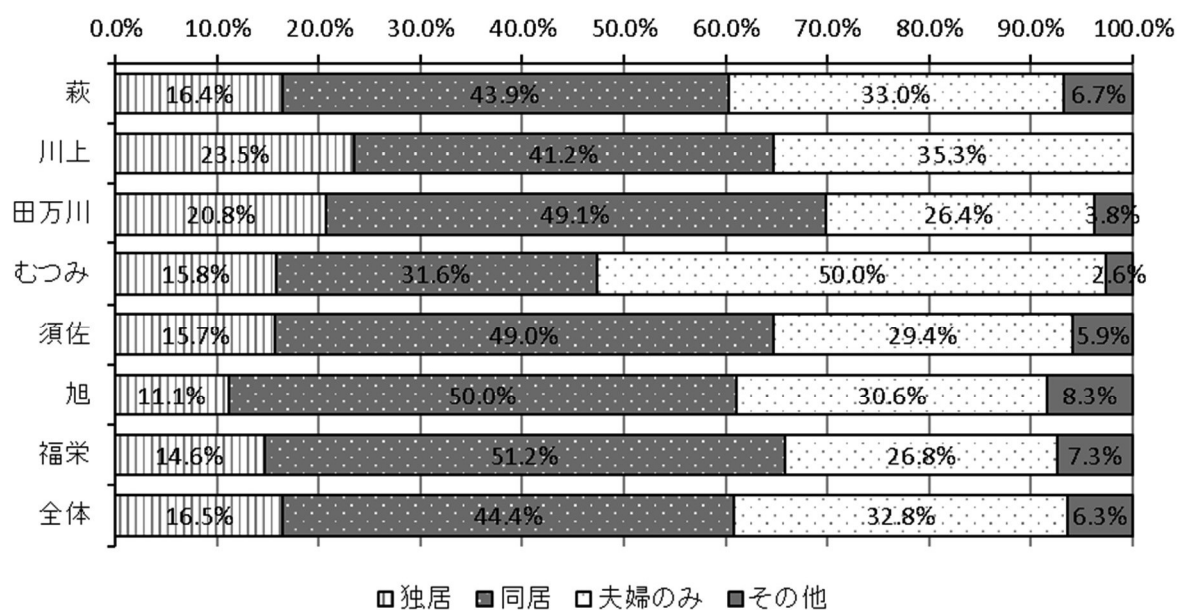
【前回（平成26年度）のアンケート調査との比較】

家族構成については、同居世帯（前回調査50.1%）、夫婦のみの世帯（前回調査33.4%）が減少、ひとり暮らしの世帯（前回調査14.8%）が増加傾向にあります。

年齢構成



家族構成



イ 近所付き合い

「ご近所の方とどのようなお付き合いですか」の問いに対し、若い世代ほど「挨拶程度」とどまる近所付き合いであり、年齢が高くなるにつれて「いつも親しく付き合っている人がある」等、比較的親密な関係が維持されている傾向があります。

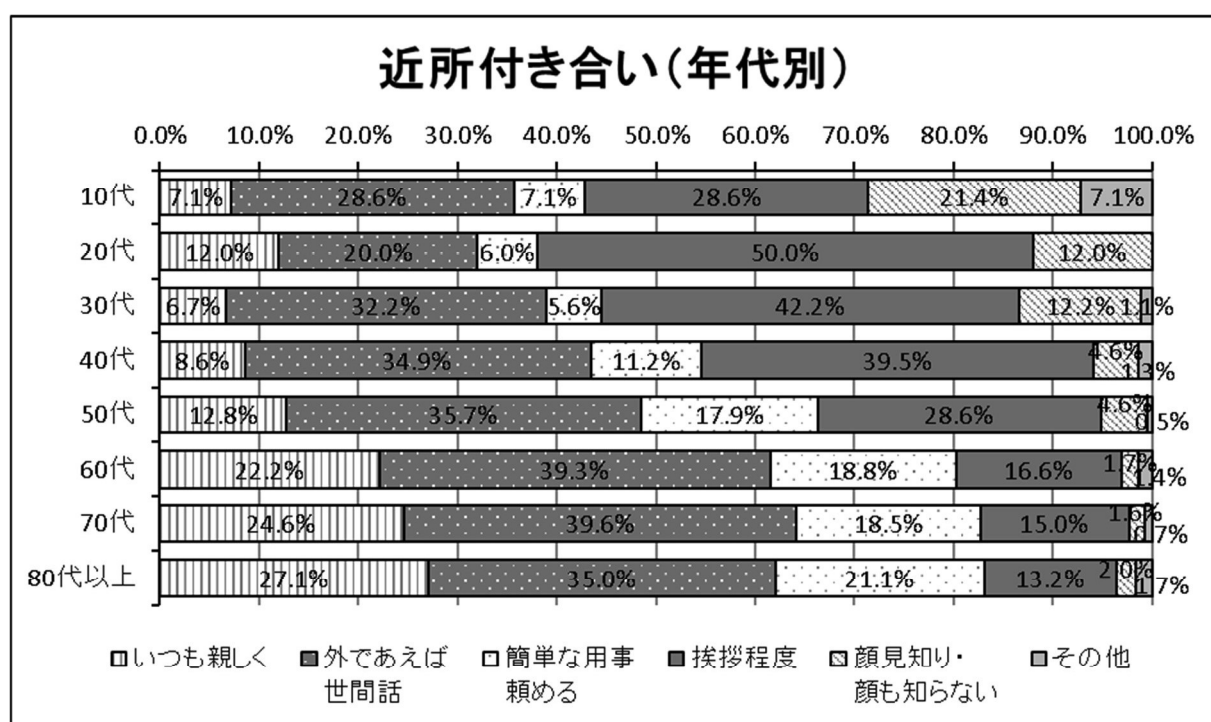
「顔は知っているが声をかけたことがない（ほとんど顔も知らない）」の問いに対し、若い世代が他の年代に比べると高い状態にあります。今後、地域での関係の希薄化が進んでいくと考えられます。

萩地域では「挨拶程度」の割合が高く、他の地域と比較すると地域とのつながりが弱い傾向があります。

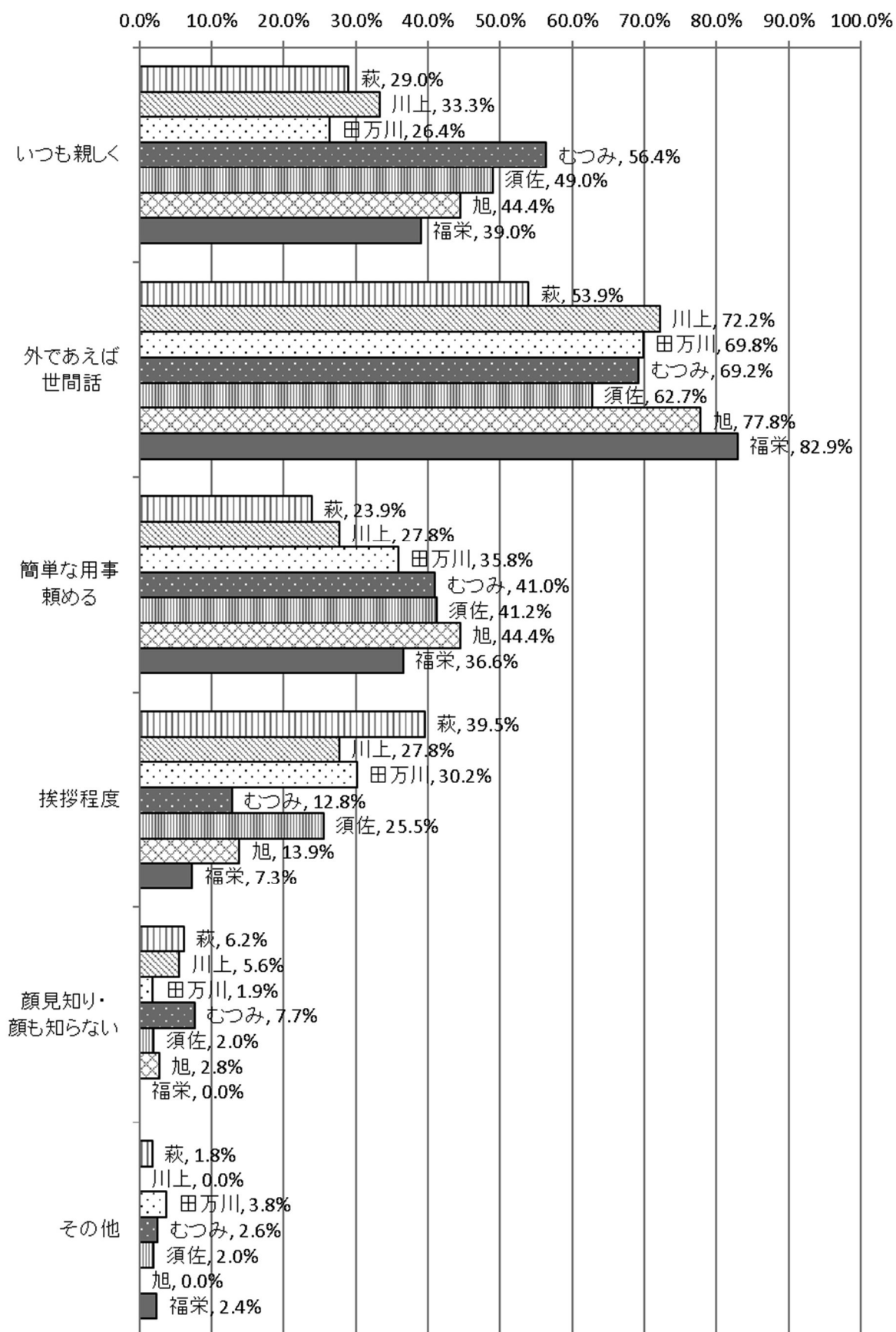
「関わりがない」と回答された方の理由として最も多かったのが、「特に関わらなくても生活できる」、次いで「あまり外出をしない」、「干渉されたくない」となっています。

【前回（平成 26 年度）のアンケート調査との比較】

「外で会えば世間話をする」が川上地域を除く地域で減少しています。



近所付き合い(地域別)



ウ 家庭生活の中で特に困っていること、もしくは今後困ること

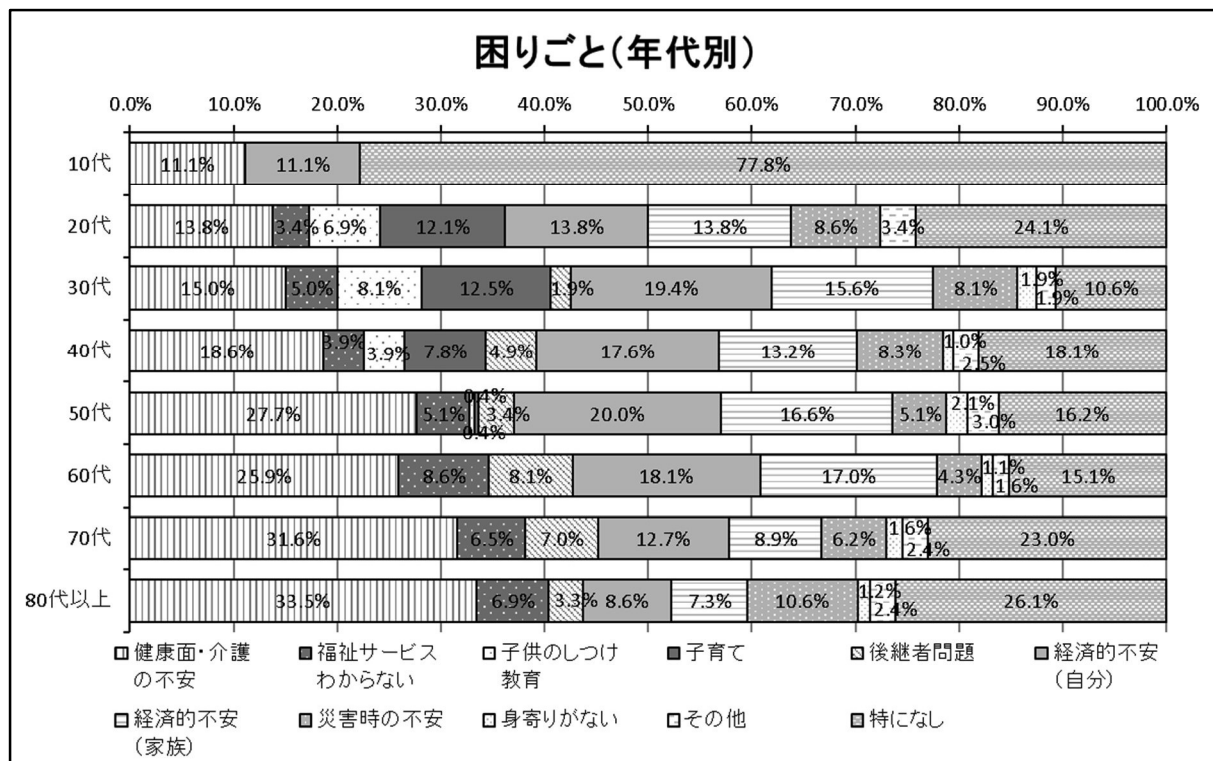
「現在あなたが家庭生活の中で特に困っていること、もしくは今後困ると思われることはどのようなことですか」の問いに対し、50歳代以降になると「家族や自分の健康面や介護の不安」が、若い世代においては「将来への経済的な不安」が主要な困りごととなっています。

高齢化の進行により、すべての地域で「家族や自分の健康面や介護の不安」の割合が高く、次いで「将来への経済的な不安」が高くなっています。

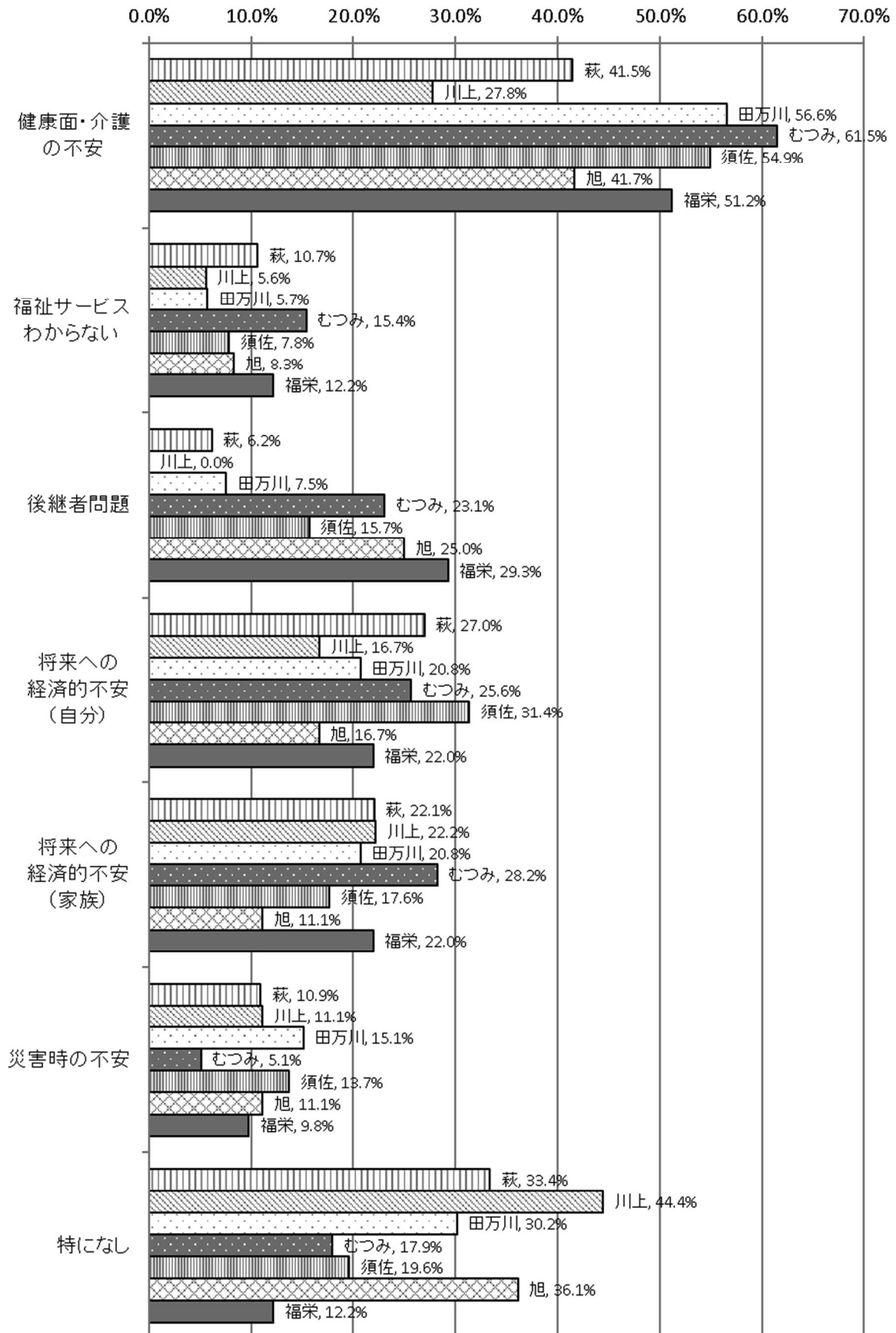
【前回（平成26年度）のアンケート調査との比較】

前回調査では地域別で1割から3割程度であった「災害など緊急時の不安」の割合が、今回調査では1割程度に減少しています。

また、前回調査では全地域で2割程度であった「特になし」の割合が、今回調査では福栄地域を除く地域で増加し、3割から4割程度まで増加した地域があります。



困りごと(地域別)



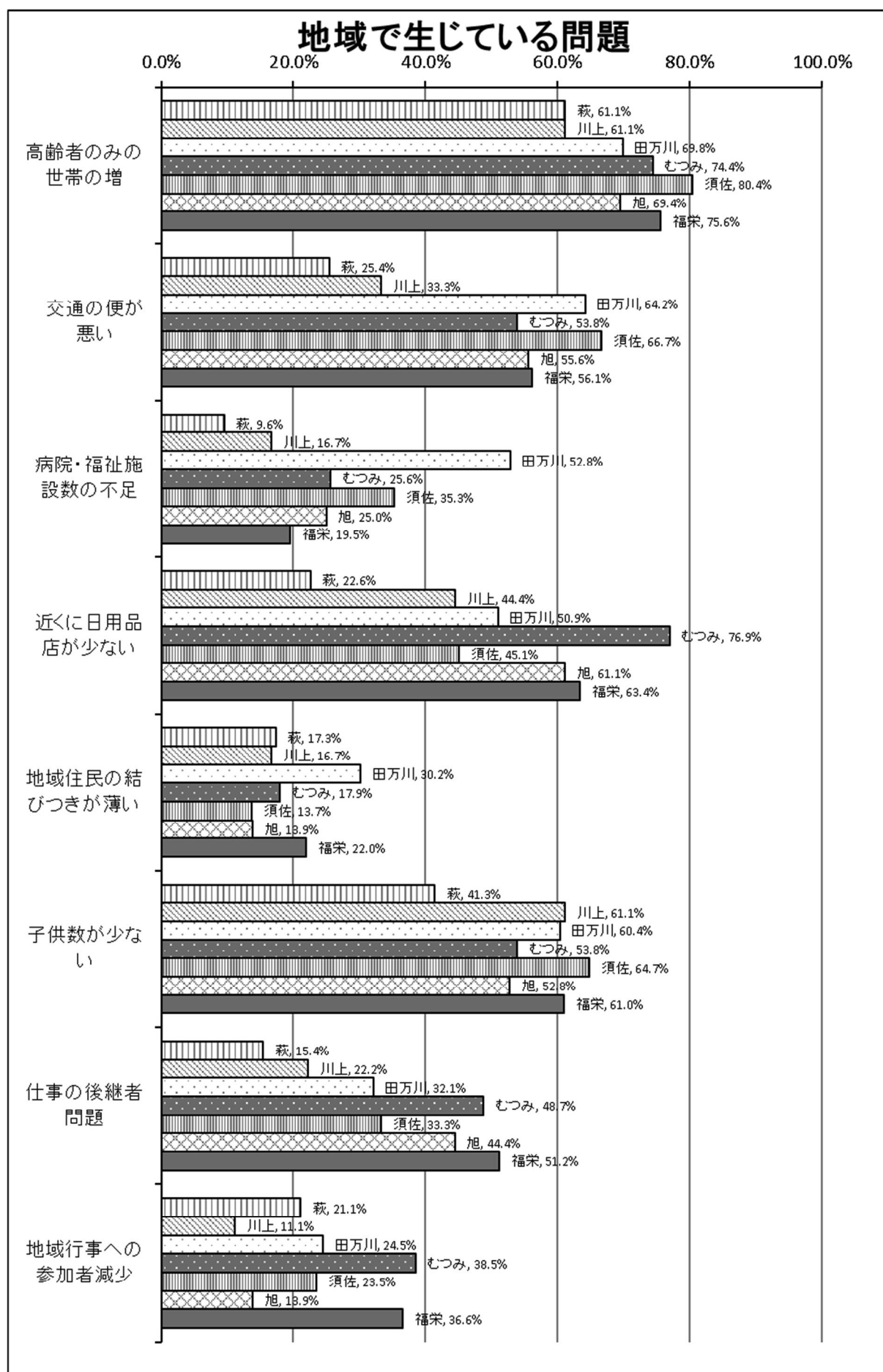
エ 現在あなたの地域で生じている問題、もしくは今後生じてくると思われる問題

「現在あなたの地域で生じている問題、もしくは今後生じてくると思われる問題は、どのようなことですか」の問いに対し、全地域において「高齢者のみの世帯が増えた」、「子どもの数が少ない」と回答された割合が高く、少子高齢化が進行していることが地域の大きな課題となっています。

また、「交通の便が悪い」、「近くに日用品や食品を買える店が少ない（なくなった）」、「病院や福祉施設の数が不足している」等の回答率が高く、日常生活に不便を感じられていることがわかります。

【前回（平成 26 年度）のアンケート調査との比較】

「仕事（自営業、農業、漁業など）の後継者がいなくなる」の割合が、全地域において前回調査より増加しています。



オ 町内会・自治会・地区における住民相互の助け合いによって、ある程度解決できると思われること、あなたがやってみたいと思うこと

「町内会・自治会・地区における住民相互の助け合いによって、ある程度解決できると思われることは何ですか」と「あなたがやってみたいと思うことはどれですか」の問いに対して、「ひとり暮らしの高齢者や障がい者への声かけや見守り」、「災害時に、隣近所で声かけや避難支援」の回答が多くなっています。反対に、「日中ひとりになる子どもの見守りやお世話」、「親が病気の時など、困っている子育て家庭の支援」の問いのように、他の世帯の日常生活にある程度踏み込む支援に関することについては、回答が少なくなっています。

「あなたがやってみたいと思うこと」に回答された方の割合は 56% ありました。「災害時に、隣近所で声かけや避難支援」、「ひとり暮らしの高齢者や障がい者への声かけや見守り」、「地域行事への積極的な参加」の回答が多くなっています。

「参加したいと思わない」、「参加できない」と回答された方の割合は 44% あり、理由としては、60 歳代以上の方では「健康面や体力面に不安がある」、50 歳代以下の方では「仕事や勉強が忙しくて時間がない」、「家事・育児・介護などで時間がない」が高い割合となっています。一般的に生活の多くを占める事柄が理由になっている割合が多く、関心がないという否定的な理由で出来ないという訳ではないことがわかります。

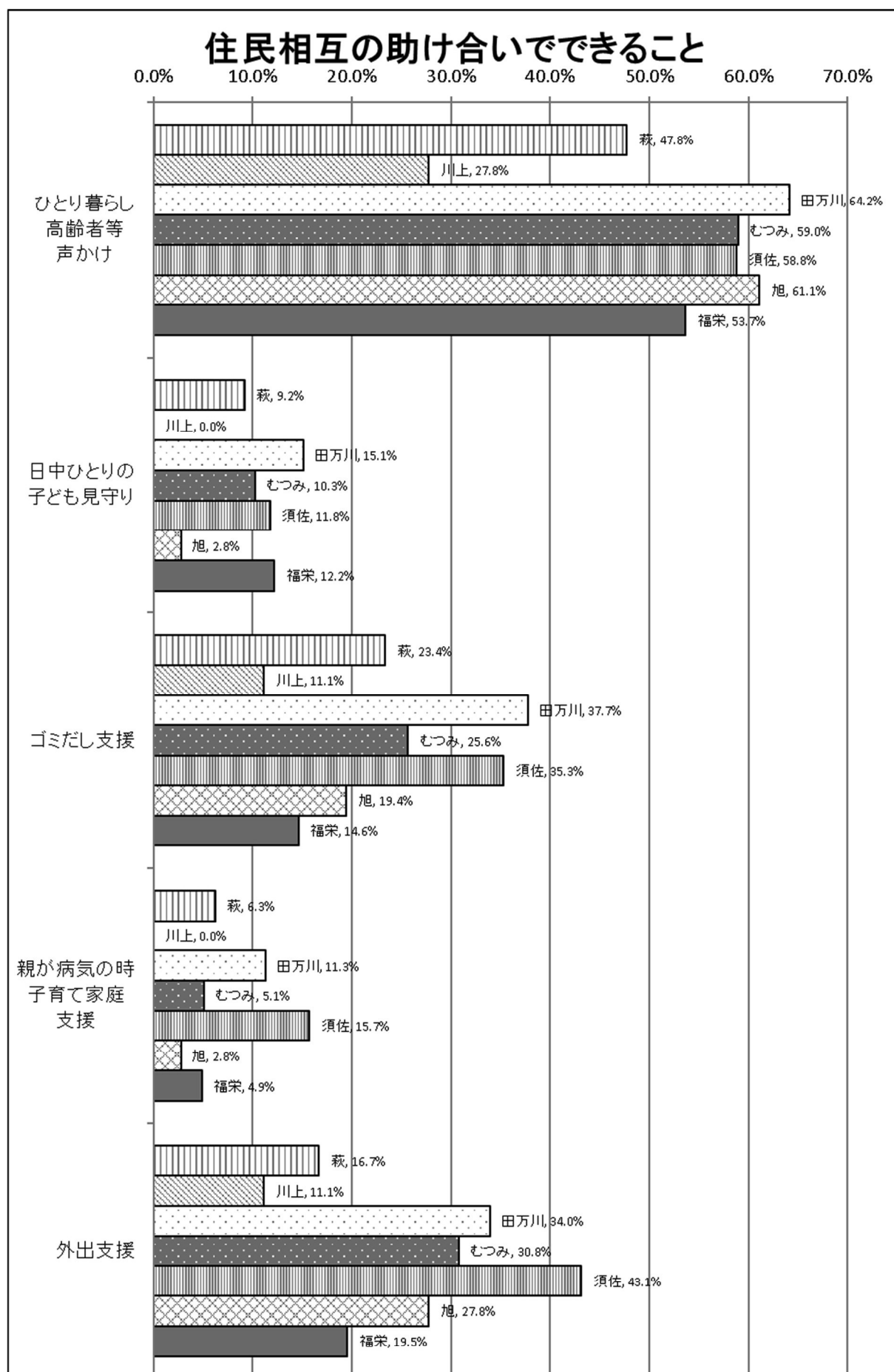
参加したくない、参加できない主な理由

	10 歳 代	20 歳 代	30 歳 代	40 歳 代	50 歳 代	60 歳 代	70 歳 代	80 歳 以上
仕事等で時間がない	75.0%	22.6%	25.4%	34.8%	30.6%	17.7%	3.4%	1.6%
家事育児介護等で時間がない	0.0%	12.9%	17.9%	20.7%	8.3%	2.1%	0.9%	0.0%
一緒にやる仲間がいない	0.0%	6.5%	10.4%	6.5%	4.2%	7.3%	8.6%	4.7%
健康・体力に不安がある	0.0%	0.0%	3.0%	4.3%	9.7%	18.8%	40.5%	50.0%
福祉活動に関心がない	25.0%	9.7%	3.0%	1.1%	1.4%	3.1%	0.9%	3.1%
近所付き合いがない	0.0%	16.1%	10.4%	8.7%	9.7%	9.4%	12.1%	5.5%

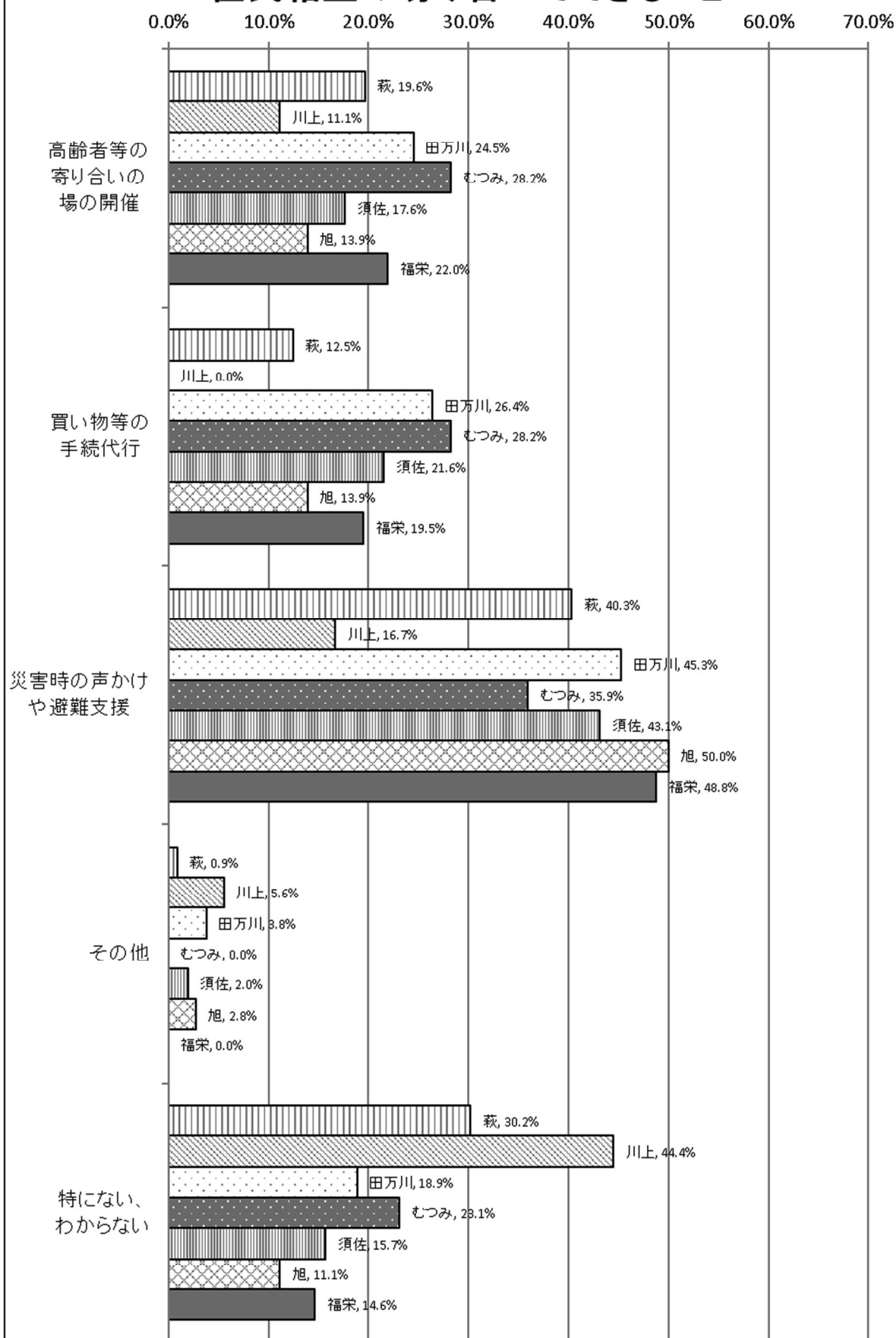
【前回（平成 26 年度）のアンケート調査との比較】

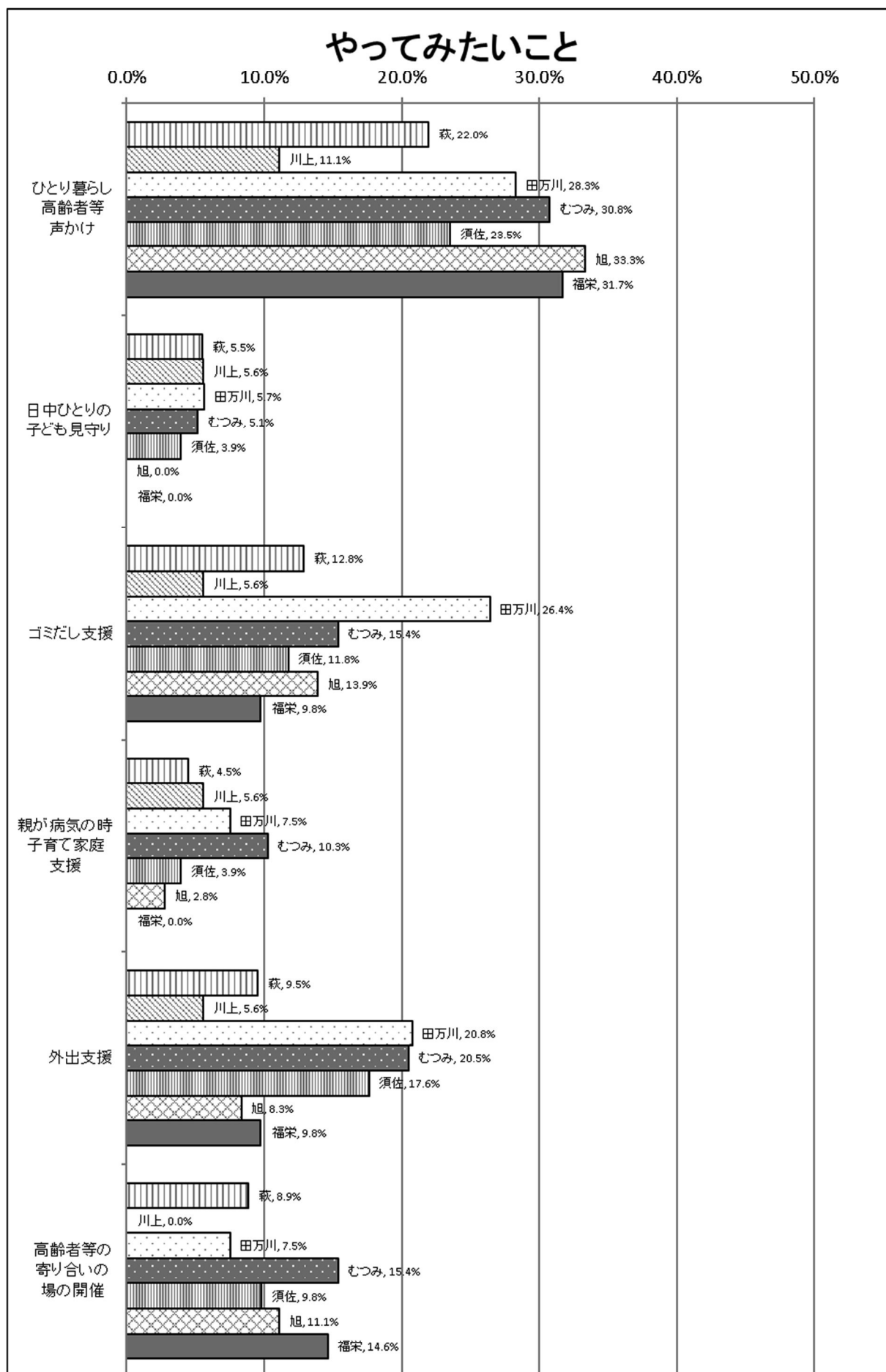
「住民相互の助け合いによって、ある程度解決できると思われることは何ですか」について、「特にない、わからない」が前回調査より増加し、それ以外の回答は減少傾向が見られます。

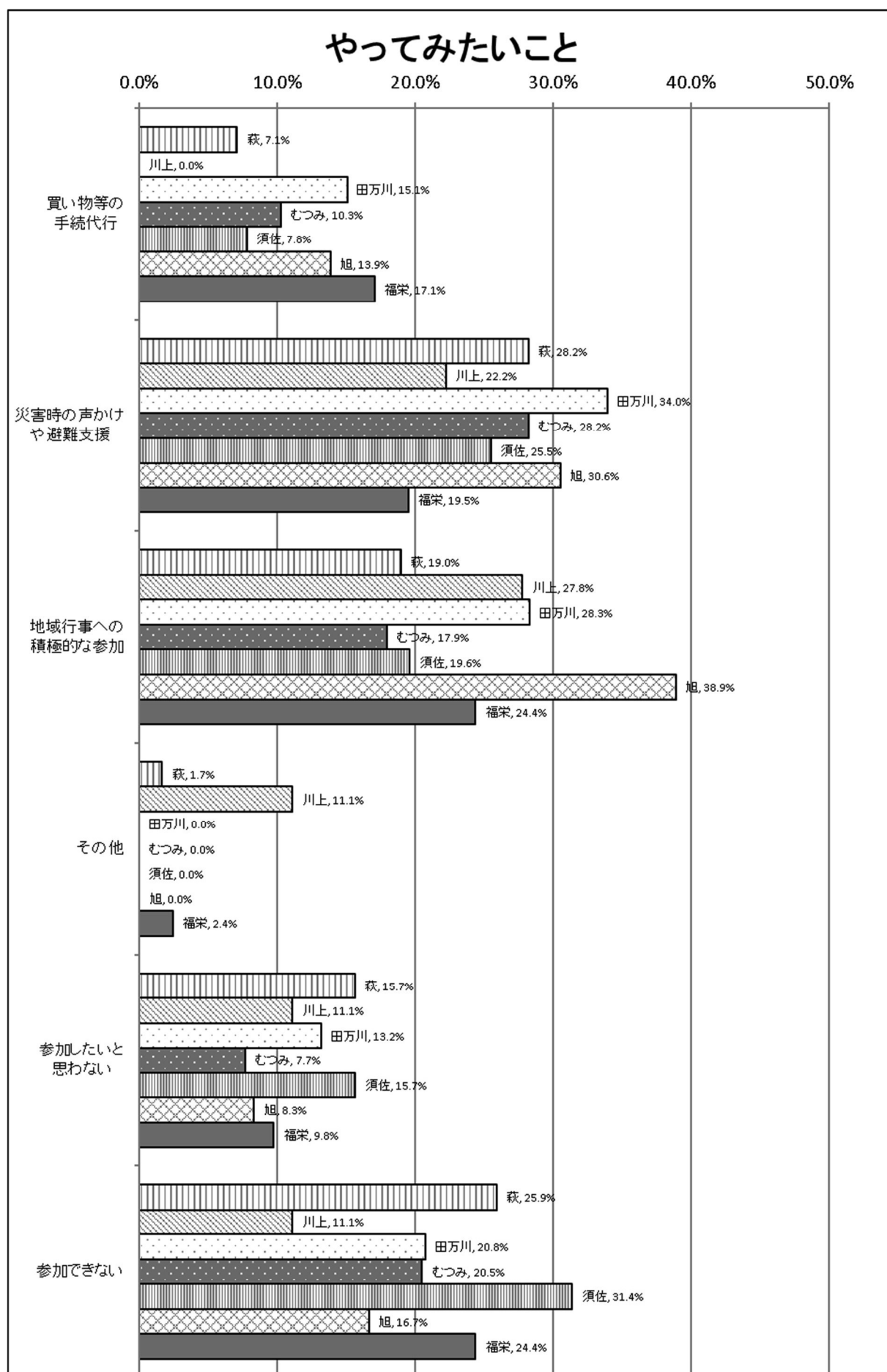
「あなたがやってみたいと思うことはどれですか」について、「参加したいとは思わない」、「参加できない」が前回調査より増加し、それ以外の回答は減少傾向が見られます。



住民相互の助け合いでできること







カ 福祉活動を担う組織の必要性

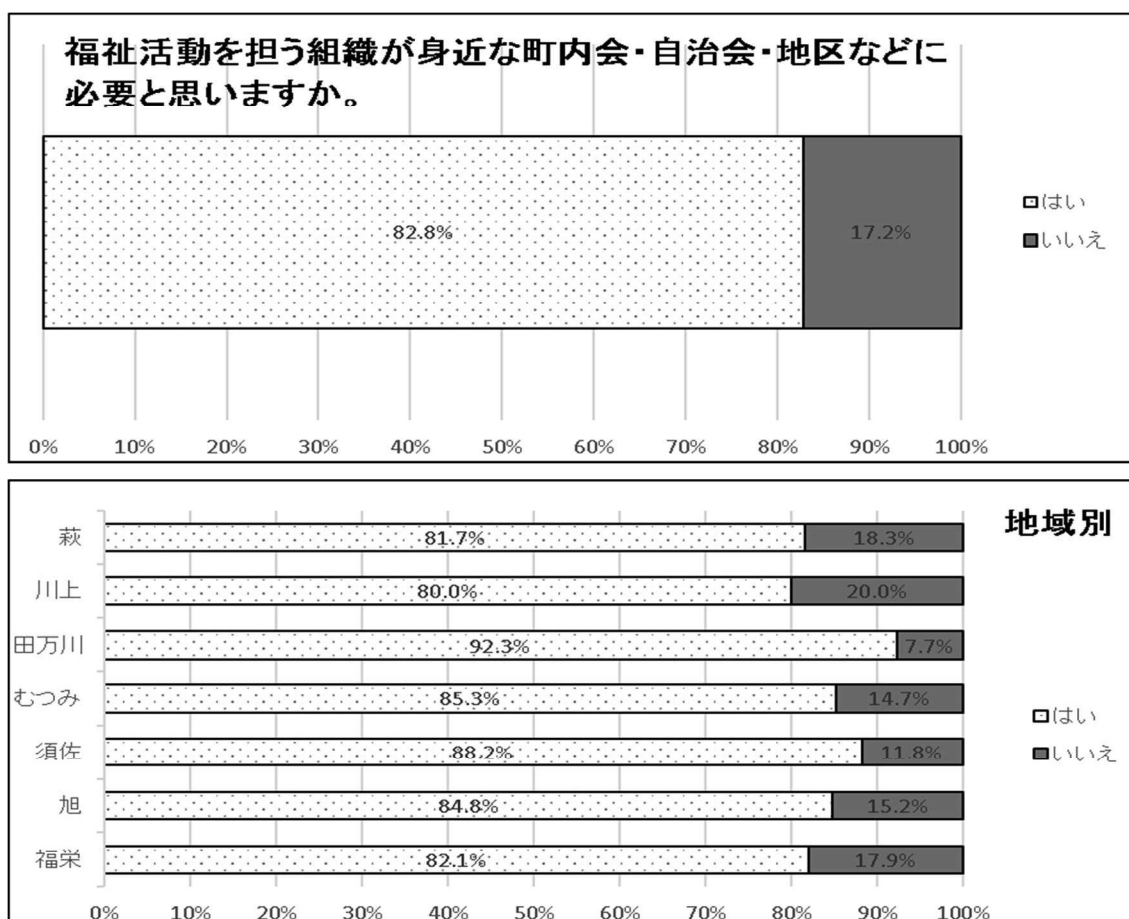
「福祉活動を担う組織が身近な町内会・自治会・地区などに必要と思いますか」の問いに対して、82.8%の方がその必要性を感じておられます。また、

「その必要だと思う理由は何ですか」の問いに、「災害など緊急時には近所の住民同士でないと対応ができない」、「体が不自由になっても地域で助け合えば生活できる」、「ひとり暮らしの人や障がいを持っている人が安心して暮らせる」等の割合が高く、地域福祉活動（互助・共助）への関心が強いことがわかります。

また、町内会や自治会等で福祉活動を担うことで、地域住民同士の共助システムとしての機能を通じて、助け合いのできる生活、安心した暮らしを期待されている方が多いと言えます。

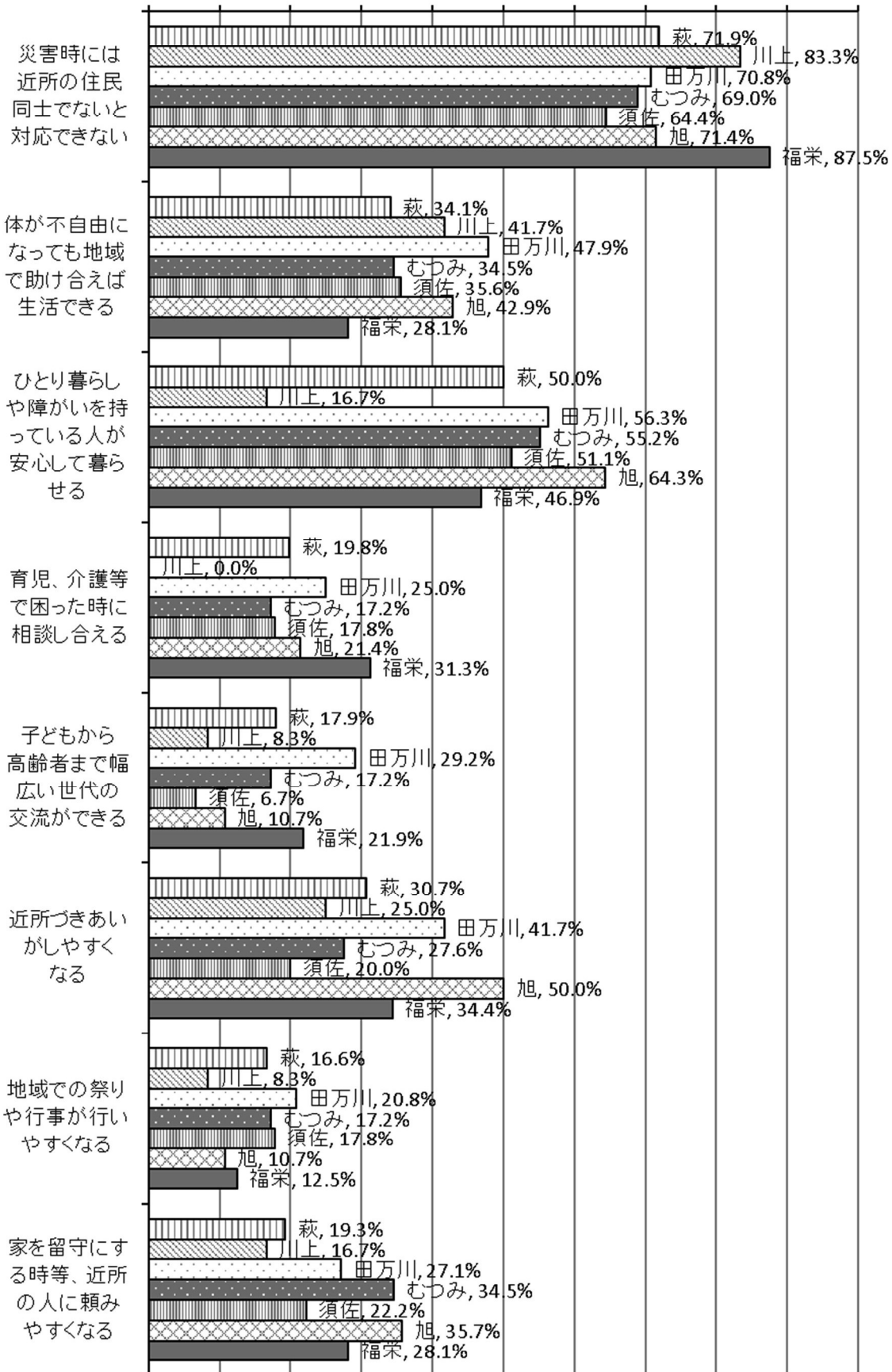
【前回（平成 26 年度）のアンケート調査との比較】

「福祉活動を担う組織が身近な町内会・自治会・地区などに必要と思いますか。」については前回調査と同様に 8 割を超える高い割合となっています。



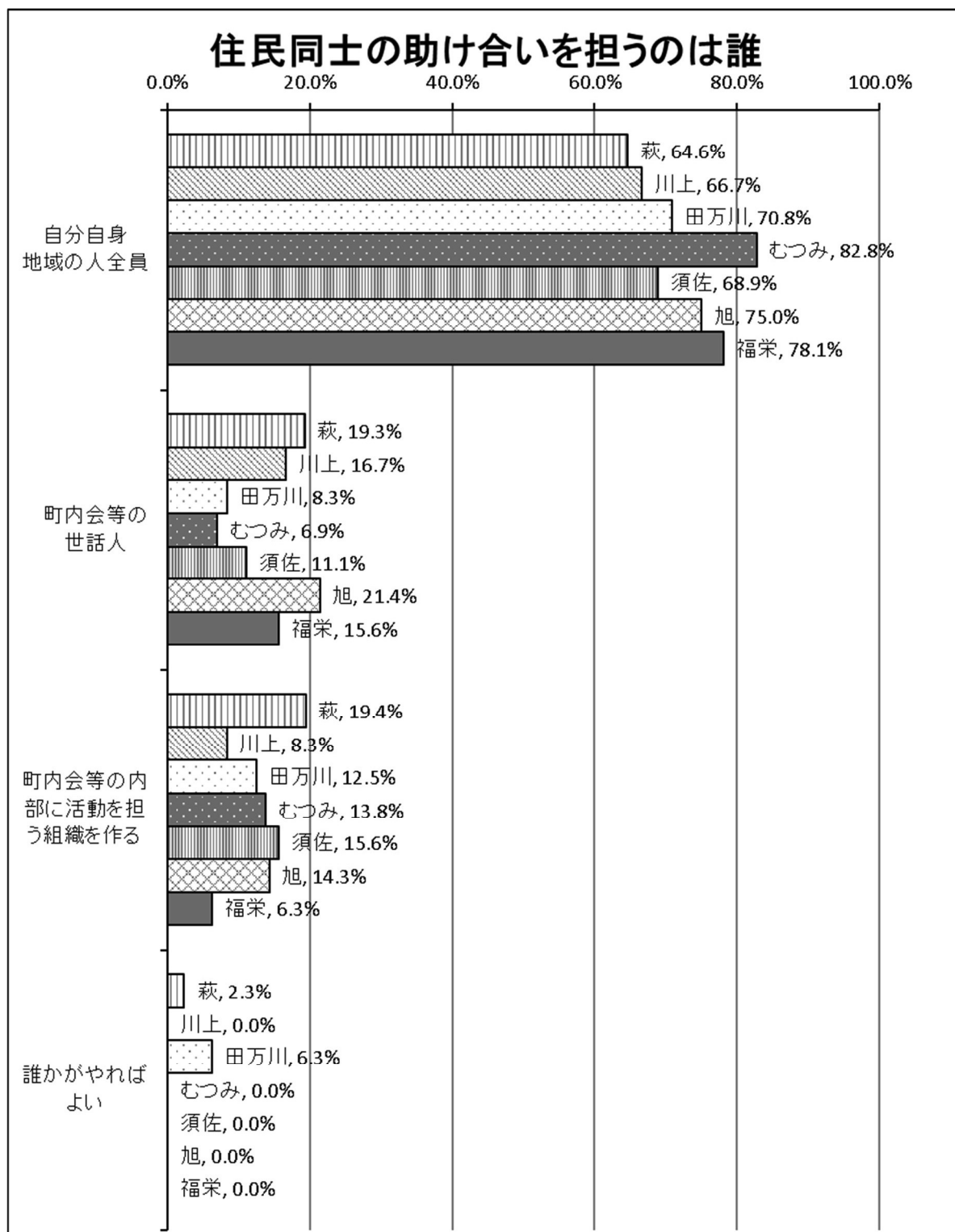
必要だと思う主な理由

0.0% 10.0% 20.0% 30.0% 40.0% 50.0% 60.0% 70.0% 80.0% 90.0% 100.0%



キ 住民同士の助け合い活動を担うのは誰

「福祉活動を担う組織が身近な町内会・自治会・地区などに必要と思いますか。」の問いに対して、必要と答えた 82.8%の方に、「住民同士の助け合い活動を具体的に担っていくのは誰だと思いますか」と聞いたところ、「自分自身（地域の人全員）だと思う」と回答した割合が、全地域で 6 割を超えています。市民の当事者意識は高いと言えます。



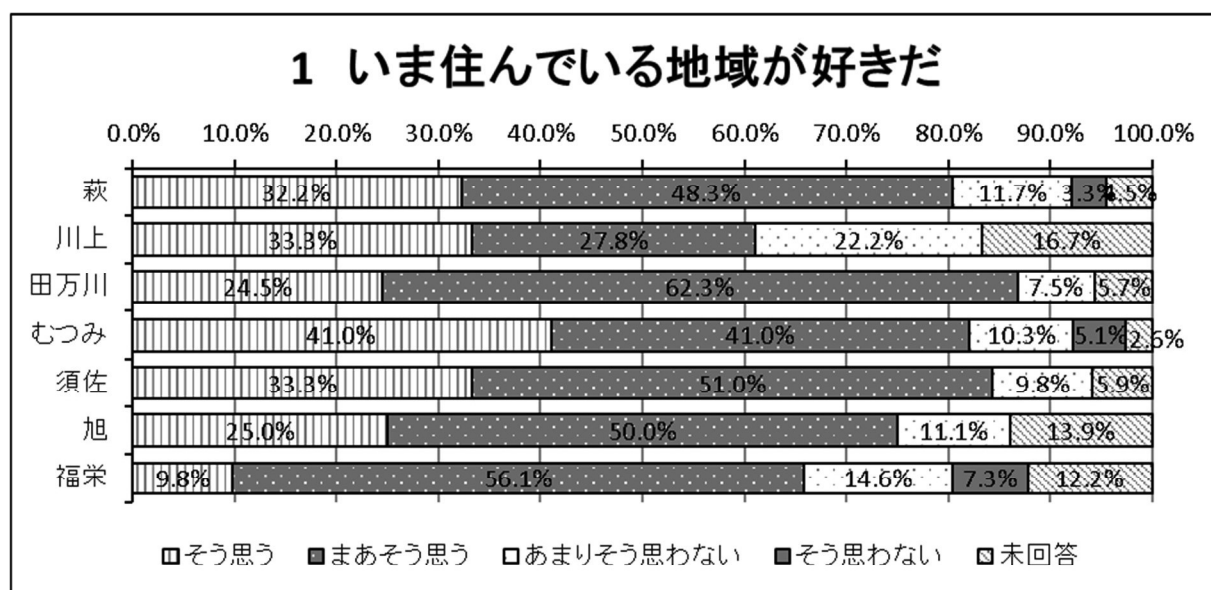
ク 住民意識

全体的には、「いま住んでいる地域が好きですか」、「地域のまとまりはよいですか」、「地域のために何か役に立ちたいですか」、「近所付き合いは面倒ですか」、「今後も住み続けたいですか」、「いまの生活に満足していますか」の問いについては、すべての地域で肯定的な回答が多く、地域への愛着、まとまりのよさ、地域貢献、近所付き合いのよさ、居住継続の意欲、満足度については、現状の地域に満足している方が多いことがわかります。

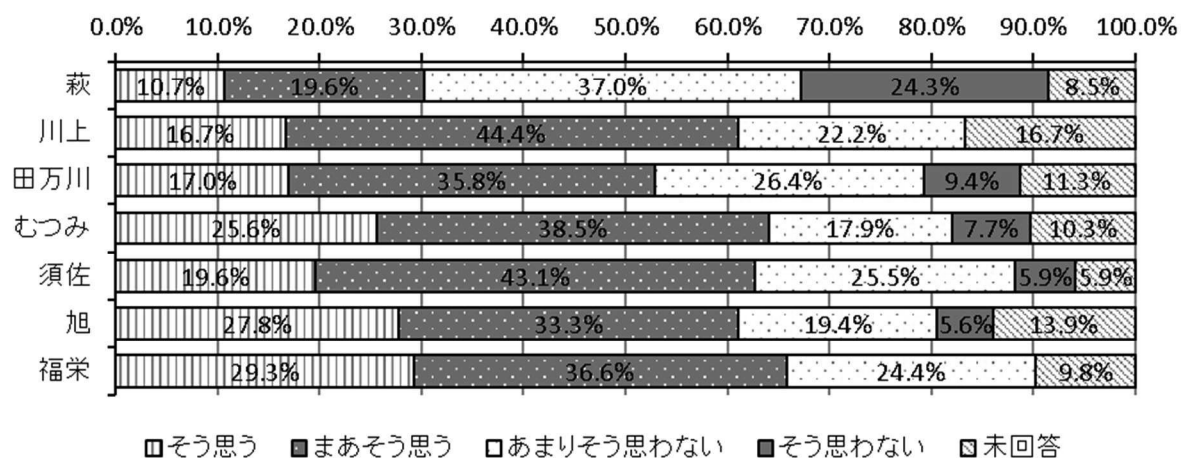
しかし、「この地域にいと何かと不便だ」や「生活の場としてよくなっている」の問いに対して、萩地域を除く地域で否定的な回答が多いことから、現状の生活に満足する思いはあるが、今後の生活環境について不安を感じられている割合が高い傾向にあることがわかります。

【前回（平成 26 年度）のアンケート調査との比較】

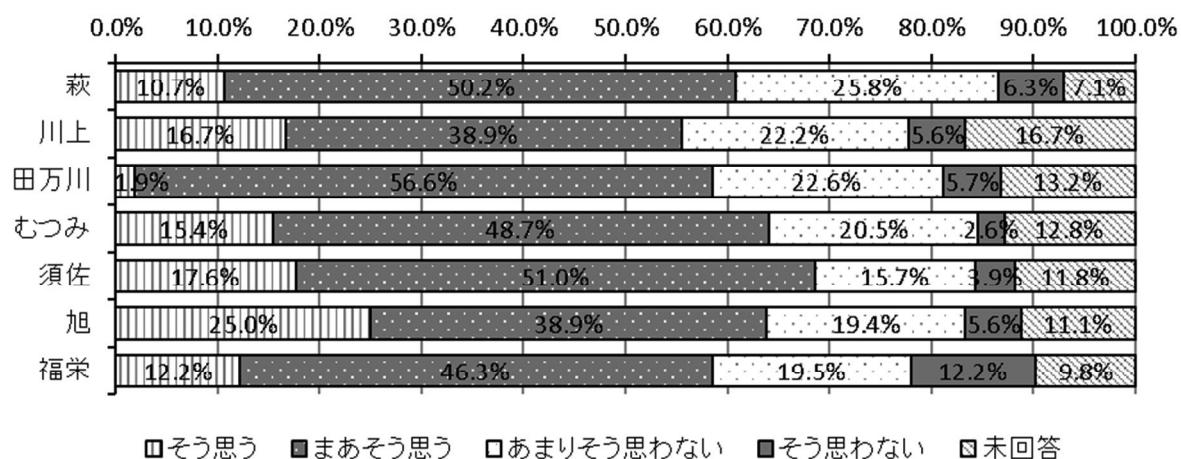
1 から 7 の問いについては、前回調査と比べると肯定的な回答が減少しています。
8 の「生活の場としてよくなっている」については、肯定的な回答をされた方の割合がすべての地域で減少しています。



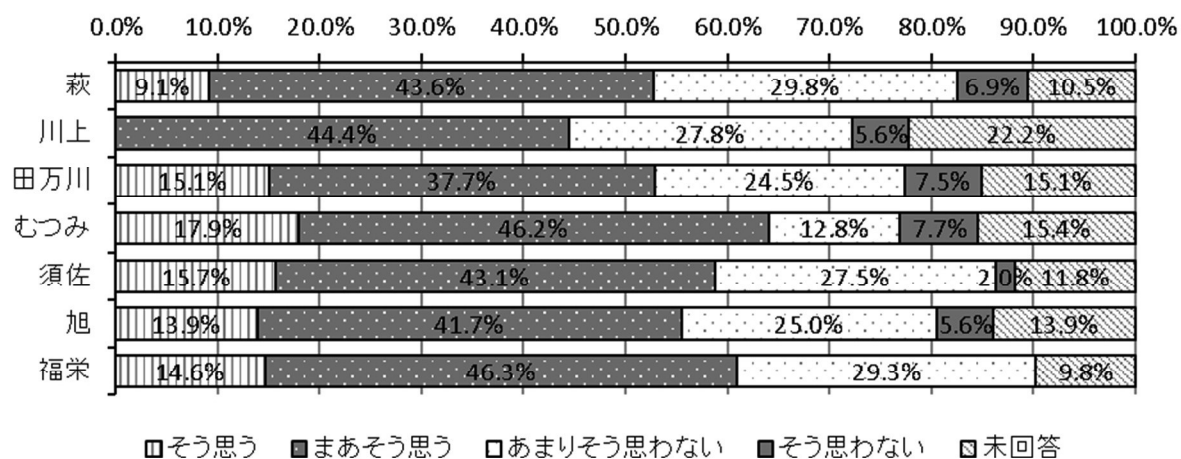
2 この地域にいると何かと不便だ



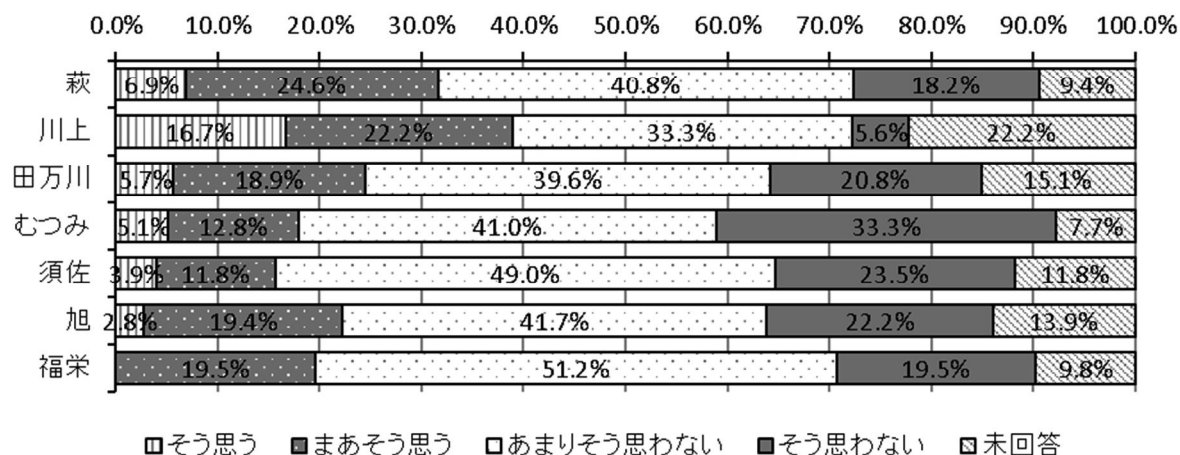
3 この地域のまとまりはよい方だ



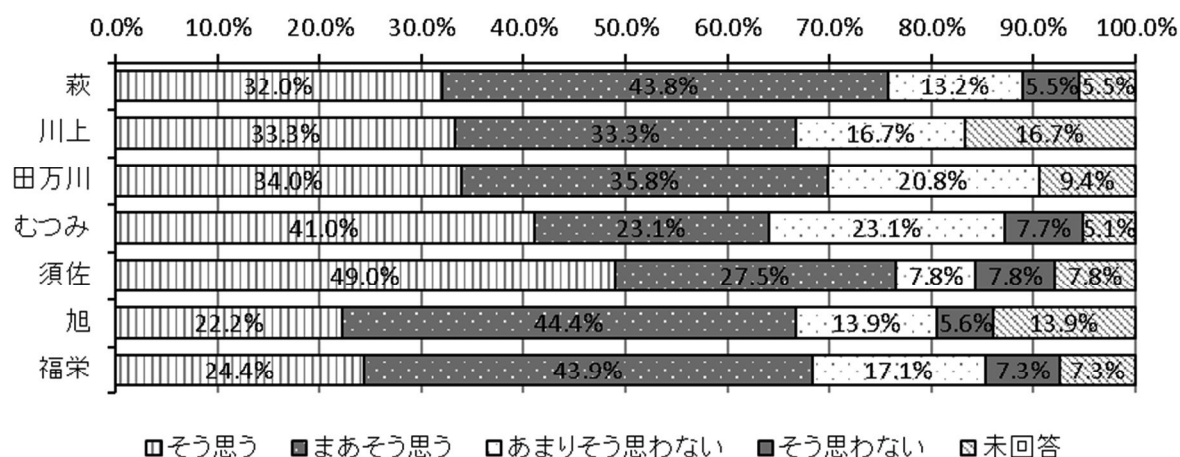
4 この地域のために何か役に立ちたい



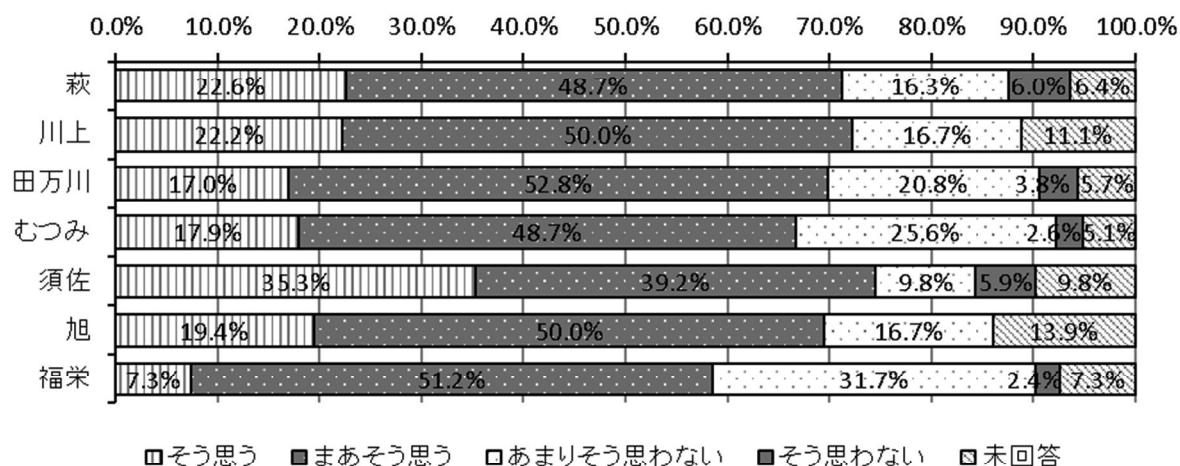
5 近所付き合いは面倒だと思う



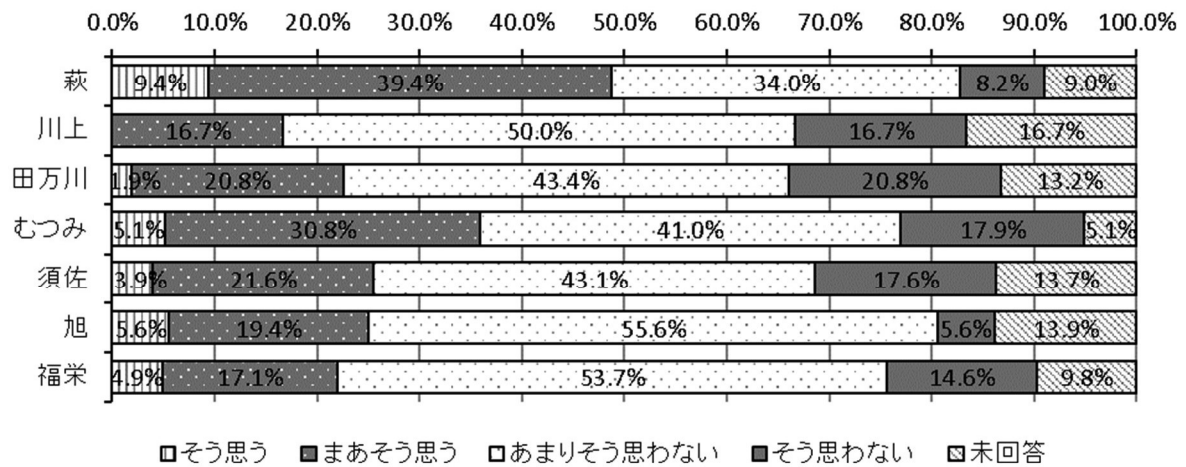
6 今後もこの地域に住み続けたい



7 いまの生活に満足している



8 この地域は生活の場としてよくなっている



(2) アンケート調査から見える課題と推進の方向性

ア 本市の地域福祉を取り巻く課題

少子高齢化の進行により、自分や家族の努力（自助）だけでは限界となった人や世帯が増えています。高齢化により外出をしなくなる等、住民と地域とのつながりが弱くなっており、生活上の課題が生じた時の支援体制、生活上の課題を早期に発見・通報できる仕組みづくりや見守り支援がより必要な状況です。

前回アンケートと比べると、近所付き合いがやや希薄となる傾向が見え、地域貢献活動をやってみたいという肯定的な回答は低調化しています。アンケートの自由意見では、地域活動に参加する人がいつも同じような顔ぶれで限定されている、新しく地域活動に参加する人がいないという内容が多く見られます。

地域福祉を支える担い手が減少し、地域住民同士の支え合い（互助・共助）に最も重要な要素である「地域とのつながり・連携」が弱くなってきていることが懸念されます。

- ・ ひとり暮らし、高齢者のみの世帯の増加
- ・ 人と人、住民と地域のつながりが弱くなっている
- ・ 地域活動の担い手不足

イ 地域福祉推進の方向性

これらの課題を解決するためには、地域の人たちがお互いに「思いやり」や「お世話」、「気づき」を大切にし、自らの地域のために活動を行っていくことが重要な要素になってきます。地域で暮らす住民がお互いに協力し合い、支え合い、安心して暮らせる社会を築いていくことが地域社会のあり方といえます。

地域福祉は、「まちづくり」そのものであり、子どもから高齢者まで、その地域で生活するあらゆる人々が力を合わせ、「住んでいてよかった」、「住んでいて楽しい」と住民一人ひとりが思えるように、地域を育てていくことです。

このために、一人でも多くの人が、自分の地域に目を向け、関心を持ち、地域を担う主役は自分であるということを自覚し、住民一人ひとりが地域における課題を自らの課題として、自ら行動を起こしていくことが重要です。

この方向性は、国が掲げる「地域共生社会の実現」の考えと同じものであり、今後は、国が示す体制整備方針も踏まえ、既存の社会資源を有効活用しながら、地域福祉活動を推進していくことが大切になってきます。

地域福祉計画は、そうした地域共生社会を実現するため、今後の本市における取組について、「環境づくり」、「人づくり」、「システムづくり」を3つの基本目標とし、総合的な施策を推進します。

第3節 今後の取組の方向

1 基本目標（テーマ）

萩市健康福祉計画の基本理念である「すべての人が、住み慣れた地域で、健康で、安心して、生きいきとした生活が送れるまちづくり」の実現を目指し、以下の3つを基本目標（テーマ）として掲げ、本市における福祉のまちづくりを進めていきます。

基本目標1 地域福祉を推進するための環境づくり

基本目標2 福祉を支えるひとづくり

基本目標3 誰もが安心して利用できるシステムづくり

基本目標を達成するために、基本目標ごとに施策の方向を設定し、地域福祉に関する施策を定め、地域福祉活動の中核的役割を担う萩市社会福祉協議会等と一体となって、地域福祉の推進に関する施策を総合的に推進していきます。

そして、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現に向けての取組を推進していきます。

2 体系図

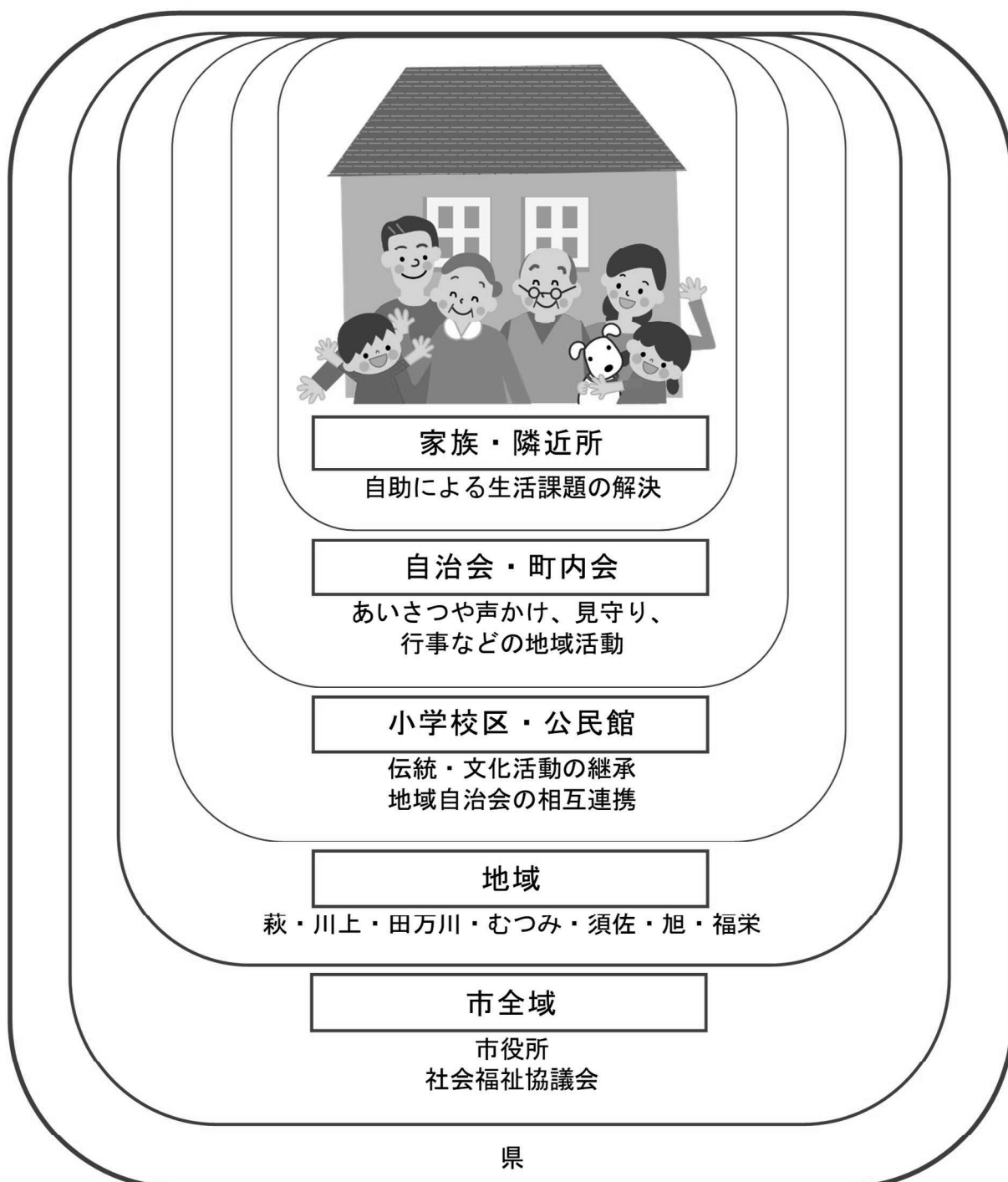
基本目標	施策の方向	施 策
基本目標 1 地域福祉を推進するための 環境づくり	1 地域住民等の福祉意識の向上	(1) 地域福祉への関心度向上 (2) 人権啓発の推進
	2 社会参加の促進	(1) 地域でつながる機会の充実 (2) 生涯現役社会づくり (3) 就労機会の拡充支援や居住に課題を抱える者への支援
	3 社会貢献活動の促進	(1) 地域活動への支援と活動組織の育成・強化 (2) 寄附による地域福祉活動の促進
	4 みんなで支え合う地域づくり	(1) みんなで支え合う地域づくり (2) 地域防災の体制づくりにおける支援
基本目標 2 福祉を支える ひとづくり	1 人材の育成・確保の推進	(1) 地域福祉に携わる人材の育成・確保 (2) ソーシャルワーカー等の資質の向上
	2 ボランティア活動への参加促進	(1) ボランティア活動への参加促進
基本目標 3 誰もが安心して利用できる システムづくり	1 相談支援体制の整備・充実	(1) 情報提供・発信の充実 (2) 地域生活課題の早期発見と把握 (3) 権利擁護の推進 (4) 断らない相談支援に向けて（包括的な相談支援体制の構築）
	2 福祉サービスの充実	(1) 総合的なサービス等の推進 (2) 生活困窮者支援の充実 (3) 再犯防止対策の推進と社会復帰支援 (4) 虐待防止の取組と支援施策の充実
	3 福祉施設の整備・充実	(1) 福祉施設の整備・充実

3 地域福祉活動の圏域の設定

地域にある生活課題に応じて、「家族・隣近所」、「自治会・町内会」、「小学校区・公民館」、「地域」、「市全域」からなる圏域ごとの取組や各圏域の連携による取組によって解決を図っていきます。

また、これらの圏域は、一律に固定されるものではなく、課題や地域特性に応じて、柔軟に対応していきます。

地域福祉活動の圏域



第4節 取組の内容

基本目標1 地域福祉を推進するための環境づくり

人口が減少し、地域の担い手が減少することで、地域のつながりが弱くなり、支え合いの力が低下しています。これまで以上に、思いやりと支え合いの心を持って、地域福祉への理解と関心を深めていく必要があります。地域住民等が様々な活動に参加することで地域生活課題に気づき、その解決に向けて活動に取り組めるよう、環境の整備を図ります。

1 地域住民等の福祉意識の向上

(1) 地域福祉への関心度向上

地域住民等は地域福祉の推進に努める主体であることを意識し、自分ができることは何かを考える必要があります。そのきっかけを作るための機会を提供し、地域福祉への関心度向上を図ります。

地域住民の取組	地域福祉に関する講演会や福祉体験活動に参加する。
社会福祉関係者等の取組	地域福祉に関する講演会や福祉体験活動を支援する。
市・社会福祉協議会の取組	地域住民等が担い手となって進める地域福祉に対する理解や関心を深めるため、家庭、学校、地域等への広報活動、地域福祉に関する講演会の開催、福祉体験活動の実施等を積極的に展開する。

(2) 人権啓発の推進

すべての市民の人権が尊重される「心豊かな地域社会」を実現する必要があります。

地域住民の取組	市民一人ひとりが、基本的人権の尊重と様々な人権問題に対し、正しい理解を深める。
社会福祉関係者等の取組	基本的人権の尊重と様々な人権問題に対し、正しい理解を深める。
市・社会福祉協議会の取組	基本的人権を尊重し、人権意識の高揚を図るため、幅広い啓発活動を積極的に推進する。 市民の自主的な人権学習の取組について、資料や情報の提供を推進する。

2 社会参加の促進

(1) 地域でつながる機会の充実

地域のつながりはセーフティネットの基礎となります。しかしながら、人と人、住民と地域、社会とのつながりは希薄化しています。特に障がい者、高齢者、生活困窮者、引きこもり等は、社会とのつながりや社会参加の機会に恵まれていません。

地域の交流の場づくりと参加を進め、人を知り、地域を知る機会を増やし、地域に何が必要かを知ることにつなげ、つながる機会の充実を図ります。

地域住民の取組	各種サロン活動、地域の催し、祭り、清掃活動等に参加し、隣近所にも参加の声をかける。 参加することに加え、地域において自分に何ができるか考える。
社会福祉関係者等の取組	公民館、自治会集会所、民家等を活用した各種サロン活動の開催について検討する。 地域の交流活動やボランティア活動等を行う場として、可能な範囲で会場の提供に努める。
市・社会福祉協議会の取組	子育て世帯、障がい者、高齢者、引きこもり等誰もが地域社会の一員として地域活動に参画できるイベントや地域の伝統等を学ぶ場の開催等を推進する。 隣近所で孤立した人等がいないよう、ふれあい・いきいきサロン等、身近な地域での住民同士のふれあい交流の場づくりを推進する。 多世代にわたる地域の人々との交流によるボランティア活動・体験活動等、地域での幅広い交流活動を推進する。 各地域で取り組んでいる活動を広く紹介し、他の活動団体との新たな交流・連携を促進する。 住民が「支える側」と「支えられる側」という画一的な関係性に陥ることがないように社会参加を進め、住民一人ひとりが地域での役割を持ち、活躍できる場の創出を図る。

(2) 生涯現役社会づくり

高齢期を迎えても健やかで自立した生活を送り、仕事やボランティア活動、生涯学習、スポーツ等様々な分野で生きいきと活躍できる生涯現役社会づくりに向けて取組を推進します。

地域住民の取組	様々な地域活動に参加し、隣近所にも参加の声かけをするよう努める。
社会福祉関係者等の取組	高齢者が地域社会の一員として地域づくりに主体的に参加することができるよう活動支援に努める。
市・社会福祉協議会の取組	様々な関係機関と連携した活動支援を展開する。 老人クラブや地区社会福祉協議会等、住民主体の活動グループを支援し、その活動情報の周知を図り、活動の輪を拡げていく。

(3) 就労機会の拡充支援や居住に課題を抱える者への支援

障がい者、高齢者、様々な課題を抱える者の就労機会の拡充支援や活躍の場の確保に努め、社会参加の促進を図る必要があります。また、住宅に配慮を要する者の住まいの確保に係る取組について、横断的な支援の在り方を検討します。

地域住民の取組	隣近所の困っている人や支援の必要な人に声をかけてみる。
社会福祉関係者等の取組	就労の機会、就労の場の提供に努める。
市・社会福祉協議会の取組	就労意欲のある者への相談体制の整備や情報提供を推進する。 地域の特産品等の製造・販売等、生きがいを感じながら、生きいきと継続的に就労できる場づくりを推進する。 地域で活躍できる場や働く場が確保されるよう、地域住民やあらゆる分野との連携・協働を推進するとともに、福祉に関する普及啓発や事業所への支援、社会適応訓練の実施による就労の促進を図る。 様々な課題を抱える者が地域の活性化に寄与しながら地

	域生活課題の解決にも資する取組を推進する。 障がい者や高齢者等が利用しやすい住居の確保と提供支援を図る。 住宅セーフティネット法に基づく、家賃債務保証等を行う居住支援法人との連携を図る。
--	--

3 社会貢献活動の促進

(1) 地域活動への支援と活動組織の育成・強化

地域にある様々な生活や福祉の問題を解決していくには、地域住民自らが参加し、主体的に解決する仕組みづくりが必要です。日常的な生活支援を行う小地域見守り活動等、住民参加の促進と継続的な実践活動の定着を図り、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の構築を目指します。

また、市民のボランティア活動や NPO 法人、企業の社会貢献活動等の多様な活動への支援等を行うことにより、社会への貢献活動を促進します。

地域住民の取組	地域の課題を自らのことととらえ、活動に参加する。
社会福祉関係者等の取組	民生委員・児童委員が行う地域見守り活動等と連携を図る。
市・社会福祉協議会の取組	地域住民、ボランティア、民生委員・児童委員、福祉団体、福祉施設等の連携により、社会福祉協議会を中心とした住民総参加の福祉の輪づくり運動を推進する。 地域ぐるみの福祉活動を促進するため、地域における推進組織や住民主体の活動グループの育成・強化を図る。 様々な福祉活動が効果的・効率的に取り組まれるよう、市民・企業・団体等の相互の密接な連携体制の整備を図る。 地域の社会資源を効果的に活用した住民参加による事業の企画・実施及び在宅福祉サービス等への積極的な取組を推進する。 お互いの顔が見える地域内で行われる小地域福祉活動推進事業を推進する。

(2) 寄附による地域福祉活動の促進

地域福祉活動に必要な財源を確保するため、寄附金や寄贈の募集活動を推進し、財源確保を図ります。

地域住民の取組	地域福祉活動のための募金活動等に関心を持ち、協力するよう努める。
社会福祉関係者等の取組	地域福祉活動の資金となる募金の協力に努める。
市・社会福祉協議会の取組	寄附や募金活動を通じて地域福祉への関心を高めるとともに、地域福祉活動に対する支援を推進する。 日本赤十字募金運動や赤い羽根共同募金運動等への理解促進を図り、活動資金の確保を図る。

4 みんなで支え合う地域づくり

(1) みんなで支え合う地域づくり

誰もが住み慣れた家庭や地域で、健やかに安心して暮らしていくことができるよう、健康や福祉に配慮された、ゆとりある、人にやさしいまちづくり、地域づくりを推進します。

地域住民の取組	隣近所の困っている人や支援の必要な人等に声をかけてみる。 新しく地域の一員となった人が、住みやすく、声の出しやすい地域づくりを心がける。 地域の見守り支援活動、ボランティア活動等に参加して、連携・協力に努める。
社会福祉関係者等の取組	民生委員・児童委員等は、見守り活動を通じて地域生活課題の把握に努める。 地区社会福祉協議会等の地域の組織は、支援の必要な人の把握に努める。
市・社会福祉協議会の取組	各種講座による共助意識の醸成とリーダー育成による地域支援体制づくりを推進する。 心配ごと相談所等で見つかった地域生活課題について、

	解決に向け地域住民等と協議し、地域福祉活動を展開する。 住民の活躍の場の創出による地域活動の活性化を図る。 地域での世代間交流や小・中学校との交流・伝承活動等地域づくりへの参加を促進する。 萩市高齢者等あんしん見守りネットワークに登録された民間事業者等との連携による孤独死防止等に向けた連携体制の充実を図る。 高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けた「地域ささえあい推進員（サービス提供までのコーディネーター役）」による地域生活課題の把握と支援体制に向けての活動を推進する。 住民主体による高齢者の日常生活支援サービスを推進する。 制度の狭間の課題等への対応も含めた伴走型支援に向けて地域住民等と連携体制を構築する。 町内会福祉部の設置や福祉員の活動支援を推進する。 事業の効果や効率性等を高める事業を複数実施する場合は、部局横断的な連携をとり、事業の一体的実施を図る。
--	--

(2) 地域防災の体制づくりにおける支援

災害に備えた地域活動を促進し、地域の協力や助け合いによる防災・減災意識の向上を図る必要があります。

災害時の避難支援を円滑に行うため、地域の自主防災組織や町内会福祉部による避難行動要支援者等への日頃からの見守り支援体制づくりを推進します。

地域住民の取組	災害に備えて家族と避難場所について話し合い、隣近所と互いに声をかけ合い、助け合える関係を構築する。 地域の避難支援が必要な人の把握と、見守り等地域でできる支援体制について検討する。
---------	--

	防災訓練の実施、災害時の要支援者の支援体制づくりに協力する。
社会福祉関係者等の取組	事業継続計画を策定し、被害の予防、軽減を図る。 日頃から、災害時に地域へ支援協力できる体制を備える。
市・社会福祉協議会の取組	支援が必要な人が利用する施設における避難確保計画作成の推進を図る。 民生委員・児童委員、消防団、自主防災組織等と協力し、避難行動要支援者の避難支援体制整備を進める。 災害時に助け合える地域の関係づくりを推進する。 自主防災組織リーダー研修や各種講座による共助意識の醸成と防災体制の構築を促進する。 避難行動要支援者名簿を活用した避難支援活動の推進、避難訓練の実施を支援する。

基本目標２ 福祉を支えるひとづくり

地域福祉活動を活性化するためには、地域に住む住民一人ひとりが主体となって活動に参加し、お互いに助け合い、支え合いながら地域のつながりを強めていく必要があります。

住民の活動を支える施策、地域福祉の推進に向けて中心的な役割を担う人材の育成、福祉サービスを担う人材の確保や資質向上を図る取組を推進するとともにボランティア活動の促進を図ります。

１ 人材の育成・確保の推進

(1) 地域福祉に携わる人材の育成・確保

住み慣れた地域で安心して生活を送るには、地域福祉活動を一部の特定の人に任せるのではなく、住んでいる地域の生活課題を自らの課題として主体的に捉え、解決を試みる必要があります。そのために、住民は自治会・町内会を始め、様々な組織に働きかけを行っていくことが重要です。

地域福祉に携わる人材の育成・確保を図るため、若年層の意識付けを図るとともに、福祉以外の分野の団体、企業との協働を進め、地域福祉に携わる人

を増やし、地域福祉活動に対する関心を高められるよう環境の整備を図ります。

地域住民の取組	自分のことから地域のために行動する。 地域福祉活動についての研修会や催し等に参加する。 地域で実施している活動を地域住民へ広く周知し、参加者数増加に努める。
社会福祉関係者等の取組	民生委員・児童委員は、関係機関との連携を図り、活動しやすい体制づくりに努める。 地域の事業所や相談支援機関は、民生委員・児童委員が一人で課題を抱え込まないように相談しやすい体制づくりを心がけ、民生委員・児童委員の活動支援に努める。
市・社会福祉協議会の取組	地域の身近な相談相手である民生委員・児童委員の確保及び活動支援を推進する。 福祉の輪づくり運動を進めるため、小地域において地域福祉活動を推進するリーダーの養成に努める。 保健推進員、食生活改善推進員等の活動支援、各種研修の充実を図る。 関係機関と連携して、広報、相談、情報提供を図るとともに、魅力ある福祉の職場づくりを促進する。 若年層等の人材育成を図るため、福祉専門職等の資格取得を支援する。

(2) ソーシャルワーカー等の資質の向上

ソーシャルワーカー等には、複雑かつ多様な課題を抱える世帯を包括的に支援するため、子ども、障がい者、高齢者等の福祉関係だけでなく、医療、保健、就労、教育、司法等多岐にわたる分野の機関と協働で支援するスキルが求められています。

住民が、誰かに任せるのではなく、「自分達で何かできないか」と考える意識の醸成に向けて、ソーシャルワーカー等が働きかけ、協働していくことが重要です。

地域住民の取組	ソーシャルワーカー等と協働する。
社会福祉関係者等の取組	自らの専門分野以外の知識を習得するため、各種研修会に積極的に参加する。 研修で学んだことを事業所内の職員と共有する。 公的サービスやそれ以外のサービスも含めた細やかな支援を行うため、地域の社会資源を把握し、活用を図る。
市・社会福祉協議会の取組	住民の抱える複雑かつ多様な課題に対応できるよう、ソーシャルワーカー等に対し、専門的知識の習得や研修を行う等資質の向上を図る。 地域住民や関係機関と連携して情報共有や協議を行える場を設置する。

2 ボランティア活動への参加促進

(1) ボランティア活動への参加促進

福祉意識の高揚と福祉活動への参加を促すため、ボランティア活動の推進が重要です。ボランティア活動に必要な情報の入手、必要な知識及び技術の取得、活動拠点に関する支援を推進します。

また、近年、頻発する大規模自然災害により、被災地において復旧・復興のお手伝いをする災害ボランティアの活動が重要な支援になっていることから、活動推進に向けた取組を拡充します。

地域住民の取組	ボランティア活動を希望する時は、ボランティアセンターに相談する。 地域の活動やボランティア活動に関心を持ち、参加する。 小・中学生、高校生は、地域の清掃や福祉施設での支援活動等のボランティア活動に積極的に参加する。 大学生等は、学生ボランティア（災害による被災地支援、福祉分野、社会教育、子どもとの交流や支援等）に積極的に参加する。
---------	--

	地域で実施されているボランティア活動を住民へ広く周知し、参加を促進する。
社会福祉関係者等の取組	職員がボランティア活動に参加しやすいよう配慮に努める。
市・社会福祉協議会の取組	ボランティアセンターの周知と機能の充実を図る。 ボランティア養成講座等の実施によるボランティア養成と活動を推進する。 SNS 等を活用した情報発信により市民、企業、学校等のボランティア活動を促進する。 子どもの多様な生活体験、団体活動を支援するため、ボランティア活動への参加を促進し、社会とのつながりの機会の提供を推進する。 防災・減災等について学ぶ機会を提供し、災害時に動ける市民ボランティアを養成する。 災害ボランティア活動を周知し、災害ボランティアセンタースタッフ登録を推進する。

基本目標3 誰もが安心して利用できるシステムづくり

誰もができる限り住み慣れた家庭や地域で福祉サービスを利用できるよう、福祉サービスの利用に関する情報提供や各種相談窓口の機能強化を促進します。

また、地域で自立した生活を送ることができるよう、住民が生活する中で抱えている地域生活課題を早期に発見し、複雑かつ多様な地域生活課題に対して、市、地域住民、様々な分野の関係機関との連携を図り、断らない相談支援体制を整えます。

1 相談支援体制の整備・充実

(1) 情報提供・発信の充実

福祉の各分野の制度や福祉サービス等の情報が、情報を必要とする住民に行き渡り、活用されるよう情報発信の充実を図ります。あわせて、個人情報の管理体制の整備を図ります。

地域住民の取組	福祉サービスや支援制度等に関する出前講座、研修会、講演等に参加する。
社会福祉関係者等の取組	福祉サービスの最新情報を把握し、情報共有を図る。 社会福祉法人、NPO 法人、各サービス事業所、医療機関等あらゆる分野の関係者と連携し、個人情報共有に配慮しながら、住民の必要とするサービスにつなげられるように努める。
市・社会福祉協議会の取組	子育て、障がい、介護等のサービスについて、ホームページ、ガイドブック、制度のしおり等をわかりやすい内容にし、掲載情報を充実する。 出前講座や SNS 等を活用した各種サービス等の情報発信を推進する。

(2) 地域生活課題の早期発見と把握

地域には、SOS を出せず、周囲から孤立している人や世帯があります。あらゆる住民が地域で生活する中で、それぞれが抱えている地域生活課題が解決困難になる前に対応するため、早期の発見と対応ができる体制づくりに取り組みます。

住民に身近な地域での相談窓口の設置、相談しやすい体制づくり、地域における協議の場を活用した早期に課題発見できる仕組みづくりを推進し、課題解決に向けた相談支援体制の整備を図ります。

地域住民の取組	地域の住民の困りごとを民生委員・児童委員や地区社会福祉協議会等の身近な相談窓口相談する。 各種相談窓口等の情報を把握する。
社会福祉関係者等の取組	民生委員・児童委員は、市、社会福祉協議会、関係機関との連携を図り、地域における住民の生活課題の把握に努める。 地区社会福祉協議会等は、住民へ各種相談窓口の情報周知に努める。 地域生活課題や支援が必要な人の早期発見・把握のため、

	積極的にアウトリーチに取り組む。
市・社会福祉協議会の取組	萩市子育て世代包括支援センターHAGU、地域包括支援センター、権利擁護支援センター、基幹相談支援センター、学校運営協議会等を通じた地域生活課題の早期発見に努め、必要に応じて関係機関と連携を図る。 住民、民生委員・児童委員等との連携を強化し、地域住民の困りごとの早期発見・把握に向けての体制づくりを推進する。

(3) 権利擁護の推進

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等で判断能力が十分でない人々が、できる限り地域で自立した生活を送ることができるよう、成年後見制度の利用を促進し、権利擁護支援のための取組の充実を図ります。

地域住民の取組	自分の意思を尊重するために、成年後見制度等権利擁護の相談窓口（権利擁護支援センター等）を積極的に活用する。
社会福祉関係者等の取組	民生委員・児童委員や地域の相談窓口等は、権利擁護等今後の生活に関する相談を受けた際は、相談窓口を紹介するとともに、できる範囲で連携した支援に取り組む。 福祉サービス等を利用している人やその家族等に権利擁護の周知、研修参加を勧める。
市・社会福祉協議会の取組	成年後見制度が適切に利用されるよう、利用促進に向けた広報・啓発活動を推進する。 法律・司法・福祉の専門職や関係機関等が連携できるネットワークを構築し、権利擁護支援の体制整備を進める。

(4) 断らない相談支援に向けて（包括的な相談支援体制の構築）

地域には、助けを求めることができず孤立している人や複雑かつ多様な地域生活課題を抱えている人が顕在化してきており、子ども、障がい者、高齢者等の各分野における縦割りの支援だけでは対応ができない課題が増えてきています。

また、相談者及びその世帯が不安や悩みを抱え困っていることを理解し、世帯まるごと支援する視点をもつことが求められています。

様々な課題に対して気軽に相談でき、市、地域住民、関係機関等が連携して、支援が必要な人と継続的につながることで、課題解決が図れるよう、相談支援体制の充実を図ります。

地域住民の取組	隣近所で困っている人がいたら声をかけ、相談支援機関につなげる。
社会福祉関係者等の取組	相談支援機関は、複雑かつ多様な課題を持つ世帯の相談を包括的に受けとめ、その場で解決できない場合は、他の相談支援機関と積極的に連携するよう努める。 民生委員・児童委員は、見守り活動等を通じて課題把握と関係機関との連携を図る。 職員の資質向上、相談しやすい体制づくりを推進する。 福祉に関する相談支援機関だけでなく、地域生活課題に応じたあらゆる分野の機関と連携して支援する。
市・社会福祉協議会の取組	福祉分野をはじめとする生活上のあらゆる相談を、身近な地域で気軽に相談できる体制整備を推進する。 包括的・総合的な相談体制、制度横断的な支援体制を構築するため、関係機関と連携体制強化を図る。 複合的な課題や制度の狭間等、多様な課題に対応するため、関係機関と地域住民等が情報共有や協議を行う場の設置を進める。 地域住民の日常生活上のあらゆる相談に応じている「心配ごと相談所」の充実を図る。 地域生活課題をワンストップで支援するための総合相談窓口の設置を検討する。

2 福祉サービスの充実

(1) 総合的なサービス等の推進

誰もができる限り住み慣れた家庭や地域で、必要な時に質の高い福祉サービスを選択・利用できるよう、充実したサービス提供システムの整備に努めます。

地域住民の取組	福祉サービス等の情報収集に努める。
社会福祉関係者等の取組	子ども、子育て、障がい者、高齢者等のサービスを総合的に提供できる体制整備を検討する。 提供するサービス内容を積極的に開示する。
市・社会福祉協議会の取組	子ども、障がい者、高齢者等が、ふれあいながら身近な地域で多様な福祉サービスを気軽に利用できるよう、地域にある社会資源を活用した住民主体の生活支援サービスを推進する。 障がい者や高齢者が、住み慣れた家庭や地域で心豊かに、できる限り自立した生活を送ることができるよう、保健・医療・福祉の連携によるリハビリテーション提供体制の整備を進める。 難病患者の生活を支援するため、ホームヘルプサービス等の福祉サービスの充実を図る。 施設、製品、サービス等に配慮するユニバーサルデザインの考え方の普及啓発を図る。 複雑かつ多様な地域生活課題を解決するため、社会福祉を目的とする多様なサービスの振興・参入を促進し、連携を図る。 利用者の立場に立って福祉サービスの質の向上や情報提供を図るため、サービスの質を山口県社会福祉協議会が専門的・客観的な立場から評価する福祉サービス第三者評価事業を促進する。 福祉サービス利用者等からの苦情や意見を幅広くくみ上げ、サービスの改善につなげるため、施設等の苦情窓

	口や第三者委員を設置し、苦情に関する相談、助言、調査等を行うための体制整備を推進する。 分野横断的なサービス提供、障がい者と高齢者等が同一の事業所でサービスを利用しやすくなる共生型サービスの提供について検討し、世代を超えたつながりと役割を生み出せる共生の場づくりを推進する。
--	---

(2) 生活困窮者支援の充実

生活に困窮している人の状況は、障がい、高齢、病気、多重債務、社会的な孤立等の生活課題を複合的に抱えている場合が多く、深刻化する前の早期の段階で支援を行う必要があります。

地域住民等と連携して、生活困窮者の状況に応じた支援を継続的に行うことで、孤立の予防を図り、社会参加と自立を促進します。

地域住民の取組	隣近所で生活に困っている人がいたら、民生委員・児童委員等に相談する。 地域で取り組んでいるサロン活動等を孤立しそうな人をはじめ、多くの住民に周知する。 支援を受けている人も、地域のサロン活動等に参加し、地域とのつながりをもちつづける。
社会福祉関係者等の取組	生活に困っている人がいたら、社会福祉協議会の自立相談支援担当等の専門機関につなぐ。 生活に困っている人の自立に向け、相談支援機関と連携して支援に努める。
市・社会福祉協議会の取組	生活困窮者や生活困窮に陥る恐れのある方の相談について、幅広い関係機関と連携を図り、就労支援や貸付等を利用した家計改善支援、住居確保給付金の給付等、制度の横断的な支援を推進する。

(3) 再犯防止対策の推進と社会復帰支援

障がい者、高齢者等の福祉、介護医療等の支援を必要とする犯罪をした人等の社会復帰に向け、住居の確保、就労、福祉サービスや生活困窮等への支援を提供するために関係機関との連携体制づくりを検討します。

地域住民の取組	隣近所で困っている人がいたら声をかけ、相談支援機関につなげる。
社会福祉関係者等の取組	就労の機会、就労の場の提供に努める。
市・社会福祉協議会の取組	保護司会の活動を支援し、「社会を明るくする運動」を推進する。 矯正施設退所者の社会復帰に向けて、関係機関との連携を図り、就労支援、住居の確保、必要な福祉サービス利用に係る支援体制づくりを検討する。

(4) 虐待防止の取組と支援施策の充実

子ども、障がい者、高齢者等への虐待防止やその家族の抱える課題解決に向け、関係機関や地域と連携した支援に取り組みます。

地域住民の取組	隣近所等の異変に気づいたら相談窓口に連絡する。 子ども、障がい者、高齢者等への虐待の早期発見に努める。
社会福祉関係者等の取組	連絡を受けたらすぐ対応できる体制を整える。 相談しやすい体制づくりを心がけ、職員の資質向上に努める。
市・社会福祉協議会の取組	関係機関との連携強化を図り、虐待、暴力等の早期発見・早期対応及び複雑化するケースへ専門的対応が実施できるよう相談体制を確保する。 配偶者等からの暴力（DV）被害者の保護を図るため、相談、自立支援等の対策の充実を図る。

3 福祉施設の整備・充実

(1) 福祉施設の整備・充実

福祉施設の計画的な整備や既存施設の改築・改修、施設運営の充実を図るとともに、施設の複合化や各種既存施設の有効活用を図ります。

地域住民の取組	施設を適切に利用する。
社会福祉関係者等の取組	施設利用者へのサービスの向上や施設入所者の生活の質の向上に努める。
市・社会福祉協議会の取組	利用者の視点に立ち、市民の多様化するニーズに的確に対応できる福祉施設等の計画的な整備充実を図る。 時代の変化に対応した設備・技術の導入、施設職員の技術の向上等、施設運営の充実を促進する。 地域における総合的なサービス提供体制を整備するため、施設の複合化を推進する。 地域における福祉活動の拠点づくりを進めるとともに、福祉施設の地域開放、各種既存施設の空き室等の有効活用を推進する。